

# 平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年4月24日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時24分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 前田 博明

委員 中村 香

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 小原 良

委員 高橋 美里

## 【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

指導課長 久保 慎太郎

指導課担当課長 加藤 るみ子

指導課担当課長 濱野 雄功

総合教育センター総務室 渡辺 英一

指導課課長補佐 小嶋 健司

カリキュラムセンター担当課長 辰口 直美

カリキュラムセンター指導主事 米倉 雅実

カリキュラムセンター指導主事 水之江 忠

生涯学習推進課長 大島 直樹

生涯学習推進課課長補佐 米井 克子

教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩

教育改革推進担当担当課長 末木 琢郎

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

教職員企画課長 猪俣 聡

教職員企画課担当課長 佐藤 忠光

健康教育課担当課長 辻 敏明

学事課長 藤田 智也

教育改革推進担当課長補佐 重田 朋希

教職員企画課課長補佐 石田 隆由

健康教育課係長 小竹 誠

文化財課長 服部 隆博

文化財課担当係長 井汲 真佐子

教職員人事課長 広瀬 進

教職員人事課担当課長 落合 隆

【署名人】 委員 前田 博明

委員 小原 良

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございますが、請願審議につきまして、陳述者がいらっしゃっており、また、議案第2号につきましては、本日審議する請願と関連する教科書採択についての議事でございますので、最初に審議を行うよう、議事の順番を入れ替え、続けて審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それではそのように進めさせていただきます。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

## 3 会議録の承認

【渡邊教育長】

2月の定例会、3月の臨時会及び定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

## 4 傍聴（傍聴者 13名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございます。本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します。

## 5 非公開案件

【渡邊教育長】

次に、非公開の案件についてでございます。本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.7、議案第7号は特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No.8は意思決定過程にあるため、公開することにより、当該事務の適正な遂行及び公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第8号及び議案第9号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これら案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしてそのように決定いたします。

なお、報告事項No.8、議案第4号につきましては、公表期日以降は公開しても支障がないため、また議案第5号、議案第6号及び議案第8号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 6 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。前田委員と小原委員をお願いいたします。

## 7 請願審議

請願第2号(平成29年度) 2019年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願

### 【渡邊教育長】

それでは、最初に請願審議に入ります。

「請願第2号(平成29年度) 2019年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願」について審議をいたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていらっしゃいますので、ここでお願いしたいと思います。請願者の方、どうぞ前にお願ひします。

それでは、ただいまから10分程度でお願いをいたします。

### 【請願者】

陳述いたします。

私たち、「教科書を考える川崎市民の会」というものは、子どもたちに、より良い教科書がわたるように願って活動してまいりました。

昨年は、初めて小学校の道徳教科書の採択が行われましたけれども、保護者、市民の関心が大変高く、各展示場でのアンケートも数多く寄せられて、内容も様々あったことを、その後の開示請求で認識したところであります。

ところで、川崎市がですね、大変細長い地域なので、一昨年採択地区が一つになったことに伴いまして、教科書展示場も一つになることが大変危惧されておりましたけれども、以前と同様の7行政区に展示場で設けられたことに安堵した記憶がございます。

改めて、来年度の教科書の採択の時期に当たりまして、昨年と同様の採択地区の維持と、できれば展示期間の延長と展示時間の延長を考慮いただければ幸いです。

なお、請願の趣旨にも書きましたけれども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる「地教行法」の改定に伴ってのですね、文科省初等中等教育庁通知、「第二 教育委員会について」、「2 留意事項」、「(6) その他」ではこのように書かれております。「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』(文部科学省実施)の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。」と述べられています。

また、文科省のホームページには、「教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが重要です。具体的には、教科用図書選定審議会や選定委員会等の委員に保護者代表を加えていくなど、保護者等の意見がよりよく反映されるよう工夫することが求められています。」と、書かれておりました。

以上のような点から、以下の請願事項を提出いたしました。

1、市内7区ごとの教科書展示会場を維持しさらに市民が活用できるよう、幅広く意見を見て、

書けるように展示期間を長くすること。

2、展示会場を学校以外の公的施設に設置すること。

3、教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、傍聴希望者の全てが傍聴できる施設で採択に関する審議を行うこと。

4、教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、より多くの市民の傍聴が可能となるよう採択に関する審議を従来通り休日に行うこと。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

2018年4月28日、「教科書を考える川崎市民の会」事務局長、橋本清貴。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思ひます。

それでは、続きまして事務局から説明をお願ひいたします。

ではお願ひいたします。

#### 【渡辺総合教育センター総務室長】

私、総合教育センター総務室長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、請願事項の1と2につきまして、私から御説明をまずさせていただきます。

はじめに、請願事項の1、「市内7区ごとの教科書展示会場を維持し、さらに市民が活用できるよう展示期間も長くすること。」についてでございますが、お手元の資料の「展示会場等」の欄をごらんください。

これまでの教科用図書展示会場数につきましては、平成25年度は、そちらに記載の4区の4会場でしたが、平成26年度は新たに宮前区、麻生区、それぞれ1カ所会場を追加して6会場とし、平成27年度は川崎区の教育文化会館を追加して7会場とし、平成28年度は新たに幸区に1会場を追加して8会場とし、各区に展示会場を設置したところでございます。

今年度につきましては、前年度と同様に8会場で実施し、展示日数を前年度より1日多い、合計で77日とする予定でございます。

次に請願事項の2、「展示会場を学校以外の公的施設に設置すること。」についてでございますが、展示会場につきましては、表にございますとおりで、市内8会場のうち、川崎区につきましては学校以外の公的施設として、既に教育文化会館で開催してきておりまして、今年度も同様に、全ての区におきまして、学校以外の公的施設での開催を予定しているところでございます。

請願事項の1と2についての御説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

では続きまして、庶務課担当課長、お願ひいたします。

#### 【瀬川庶務課担当課長】

庶務課担当課長の瀬川でございます。

請願事項の3及び4につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

請願事項の3、「教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、傍聴希望者の全てが傍聴できる施設で採択に関する審議を行うこと。」及び請願事項の4、「教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、より多くの市民の傍聴が可能となるよう採択に関する審議を従来通り休日に行うこと。」についてでございますが、教育委員会の会議につきましては、地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得る観点から、原則として公開して開催しており、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、会議は、「川崎市教育委員会傍聴人規則」の定めるところにより傍聴することができる、としております。

本市教育委員会としましては、できるだけ多くの市民が傍聴できるよう、会議の開催日時、場所等会議の開催方法の工夫を行うことは重要であると認識しておりまして、会議によっては、大きな会場での開催や、日曜日に開催するなどの運営上の工夫を行ってまいりました。

しかしながら、請願事項の3につきましては、会場の収容人数にも限りがあり、予想を超える傍聴人が来場した場合には、対応が困難になると考えられます。

また、請願事項の4につきましても、事務事業の都合により、必ずしも休日の開催を約束することは難しいものと考えております。

本市教育委員会としましては、教育委員会が市民に対して積極的に情報提供を行い、説明責任を果たすとともに、教育行政に関する理解と協力が得られるよう、引き続き会議の開催日時や場所等の運営上の工夫に努めてまいります。

説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

それでは、委員さんのほうから御質問や御意見などがございましたらお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

#### 【高橋委員】

私も去年教科書を見に行ったり、教育委員会の傍聴に行ったんですが、25年から少しずつ会場を増やしていただいて、やっぱり今、保護者の方も忙しくなっていますし、なかなか興味、関心があっても本当に時間と場所が合わないといけないということがあるので、会場が今年も8会場でやっていただけるというのを聞いてありがたいなと思いました。

本当に、やりくりが大変で、見になかなか私も行けなくて、自分が思っている、やっぱり思っているよりは少なく2時間しか見れなくて、やっぱり行かないと、初めて行ったときは、あんなにたくさん教科書があるってよくわかってなくて、行って、すごくたくさんあって、こんなことならもっと早く来ればよかったとか、知らないとそういうこともあったので、できる限り長い時間を、見る時間に費やしていただきたいという思いは非常にわかるというか、そういう思いを自分もしたので。

ただ、教科書も多分、本当にたくさん教科書があったので、私、中原の最終日に行ったら、本

当は片付け、今日はもう麻生に移動する日なんですからって言われたんですけど、私もそういうのを知らなくて行ったので、教科書もたくさん教育委員会にあるわけではなくて、多分限られたものを回して、限られた時間で展示をやっていただいているんだなど。やっぱり、そこにいてくださる方の人的コストみたいなものもあったりするでしょうし、そのあたりのバランスを見ながら、なるべくたくさんの人に見ていただけるような工夫を引き続きしていただきたいなという、済みません、ただの意見なんです。

**【渡邊教育長】**

今の御意見のようなことは、今年度も大事に取り組んでいただければというふうに思いますけれども。

中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

最善の努力をしていただけるということだと思うんですけども、3番の「全て」っていうところは難しいのかもしれないという気はしたんですね。なるべく多くの方が傍聴できるように努力はしていただきたいんですけど、「全て」って言うと、本当に全てになってしまって入らなくなってしまうので、去年ぐらいはできるといいのかなとは思いますが、ここはちょっと確約できないのかしらという気はいたします。

**【渡邊教育長】**

その辺いかがでしょうか。

**【渡辺総合教育センター総務室長】**

そうですね、例年ですと、総合教育センターの第1研修室の会場で8月に教育委員会会議で採択を行っているわけですが、やはり施設的な面では定員といいますか、傍聴できる方の数が限られます。その中で精いっぱい、200名とか多くの定員を設けているところです。300人、400人となると、全てというわけにはいかないかもしれませんが、最大限努力していきたいというふうに考えております。

**【渡邊教育長】**

他の委員の方、いかがでしょうか。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

吉崎委員どうぞ。

**【吉崎教育長職務代理者】**

4のところですが、日曜日ができるだけいいと思うんですが、できない状況っていうのもあり得ますか。例えば土曜日になるとか平日になるっていうのは。担当するほうの。

**【瀬川庶務課担当課長】**

過去、日曜日に開催した年度もございますし、日曜日以外ですと火曜日に開催をしている例もございますので、必ずしもというところもありますけれども。

**【吉崎教育長職務代理者】**

多分、教科書採択もですね、今年だと中学校の道徳が一番ポイントになりますね。多分来年は特に小学校、全面切り替えなので来年は大変な時期です。

そういう時期と、あと、ずっとその後、継続して使用するっていうときとありますよね、年度によって、意味付けが。だから、多分火曜日っていうのは継続しているときの時期だったのかなというふうに思うんですが、その辺の説明をちゃんとしてあげれば、特に変えるときにはできるだけ公開を多くしてですね、非常にポイントの時期ですので、それはできるだけ日曜日に努力すると。だから、継続するときには大きくは変えないわけですからね、だからそういうことるときには平日でもいいと思うんですね。だから、その辺のところの何か理解を市民にさせていただいて、説明すればいいんじゃないかなと私は思っています。その辺はどうなんでしょうか。火曜日っていうときは継続だったんでしょうか、教科書は。

**【渡邊教育長】**

お願いします。

**【渡辺総合教育センター総務室長】**

そうですね、小学校と中学校、義務教育につきましては、4年に1度の採択替えというのが基本となっております。その4年に1度、小学校と中学校連続で年になるわけですが、その後2カ年、ほかの2カ年につきましては、採択替えがない年になりまして、過去に8月の第1週の平日に教育委員会議で採択をしたという例がございます。

以上でございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

だから、その辺の理解をきちっとしていただければ、誤解がなく済むんじゃないかなと思うんですけどね。ですから、いつでも日曜日と言われると事情もいろいろあるでしょうから。この辺のところの説明ですよね。

**【渡邊教育長】**

他の委員さんはよろしいですか。

それでは、ただいまの意見を踏まえながら、この請願第2号に関する取扱いについてを考えてまいりたいと思うんですが、まず、この資料にありましたような展示会場8会場ですとか、展示日数については市民の皆さんがより教科書に触れる機会を多くしてほしいということで、今年度

もその姿勢で取り組んでほしいという御意見がございました。

また、請願の中にもございましたように、公的な施設を有効に活用した展示会場が設けられているといえると思います。日数的にも前よりも1日増えていることもありますので、請願の皆さんにも、意向に沿えるところかなど、そんなふう思うところがございます。

一方で御意見の中で、請願事項の3番、4番にかかわる内容で、傍聴者の方には全て傍聴できる施設ということになりますと、その確約というものは難しいのではないかと、こういった御意見がございました。また、4番のところの、休日の開催という請願いただいておりますけれども、状況によっては必ずしも休日でない場合も生じてしまうこともあると、そういうこともあるのでというふうなお話ございました。

そういう以上の点から考えますと、願意は十分踏まえた上ではございますが、本請願の取扱いといたしましては、十分に願意のとおりできないという面も含めておりますので、不採択という形で判断したいと思いますが、いかがでございましょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

それでは、ただいまの御意見をもとに、不採択ということで決定をさせていただきます。

## 8 議事事項 I

議案第2号 平成31年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

#### 【渡邊教育長】

それでは続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第2号 平成31年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。

説明を指導課長にお願いいたします。

#### 【久保指導課長】

では、説明させていただきます。指導課長の久保と申します。

では、お手元の資料をごらんになりながら聞いていただければと思います。

「議案第2号 平成31年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」、御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。はじめに、「平成31年度川崎市使用教科用図書採択方針」について御説明いたします。まず、1の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「平成31年度川崎市使用教科用図書採択方針」を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1) 採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づきまして、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施」いたします。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、平成31年度に使用する教科用図書を採択いたします。採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。

ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、下線の枠内の米印の4にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。

なお、以下、この教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書を「附則第9条図書」と呼んでまいります。

資料を1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。

次に、「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「(4) 採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「(5) 静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「(6) 採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は1地区といたします。川崎高等学校附属中学校、高等学校及び特別支援学校は学校ごとに採択を行います。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。

「(7) 採択時期」につきましては、8月31日までにを行うものとされております。

次に、「3 教科用図書の調査審議」の「(1) 教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に、調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「(5) 調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の5つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。1点目は、「学習指導要領との関連」、2点目は、「編集の趣旨と工夫」、以下「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。4の「教科用図書の採択手順」でございますが、はじめに、(1)の小学校が使用する教科用図書につきましては、道徳を除く他の教科用図書は、今年は4年に1度の採択替えが行われる年に当たりますが、平成32年度からの新しい

学習指導要領の実施に伴い、平成31年度、来年度になりますが、小学校が使用する教科用図書の採択替えを行う予定となっております。

また、文部科学省からも、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったことの事務連絡を受けております。このため、本年度におきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを教育委員会におきまして採択することといたします。

次に(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択でございますが、道徳を除き、現在使用している教科用図書と同一のものを採択することとなります。

なお、中学校における道徳の教科用図書の採択につきましては、後ほどフロー図にて御説明いたします。

次に(3)の高等学校の教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんので、各学校の状況に応じて採択を行います。また、(4)の、次の6ページ目ですね、(4)の特別支援学校、特別支援学級等の教科用図書も含めまして、後ほどフロー図にて御説明いたします。

6ページ目中段、5の「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、本年6月15日から7月25日までの期間におきまして、お示しの8カ所でそれぞれ実施いたします。開催日時につきましては、1枚おめくりいただきまして、7ページの会場・日時一覧のとおりでございます。

それでは1枚おめくりいただき、8ページをごらんください。こちらは、「中学校 特別の教科道徳」における教科用図書の採択手順のフロー図でございます。

採択までの流れでございますが、①で教育委員会が教科用図書選定審議会に対して、教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。各学校では、校内調査研究会を設けていただき、全ての教科用図書の調査研究を行い、④で調査研究会に報告していただきます。

調査研究会は、調査研究員により構成されておきまして、⑤で各学校からの報告をとりまとめた調査研究及び⑥で全ての教科用図書の調査研究について教科用図書選定審議会に報告いたします。

教科用図書選定審議会は、学識経験者、学校教育の関係者及び市職員で構成されておきまして、調査研究会からの報告を参考にしつつ、さまざまな視点で審議し、⑦で審議結果を教育委員会に答申いたします。

教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審査し、最終的に教育委員会の権限と責任のもと、教科用図書を採択していただきます。

教科用図書の採択に当たりましては、「学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることによりまして、教科用図書の採択における適正さ、公正さを確保してまいります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして9ページをごらんください。こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。

高等学校の教科書採択に当たっては、各学校における選定理由の表現の仕方がわかりづらかったため、目指す生徒像や身につけさせたい力などを示し、選定理由がわかりやすくなるよう、採択手順及び作成資料を改善いたしました。

一番下の四角囲みに、「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研

研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。この校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。例えば国語でいいますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文にかかわる教科書がありますが、それらにかかわる国語科の教員が全員で調査研究する会でございます。

そして、この校内調査研究会では、今回新たに作成します、各校の目指す生徒像や身につけさせたい力などを教科ごとに記載した、教科用図書採択の観点を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となった全ての教科用図書について、調査研究をし、⑤で「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。

校内採択候補検討委員会は、校長を長とし、校内とりまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。

「校内採択候補検討委員会」では、校内調査研究会及び調査研究会の報告をもとに、採択候補一覧表を作成し、教科用図書採択の観点とともに、⑥で教科用図書選定審議会に提出します。

1枚おめくりいただき、10ページをごらんください。特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございます。

特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が附則第9条図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や、障害の状態・能力・適正などを踏まえて調査研究し、審議会に報告いたします。

審議会では、調査研究等の報告を参考に審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択していただいております。

1枚おめくりいただき、11ページをごらんください。今後のスケジュールでございます。

1枚おめくりいただきまして、続きまして12ページをごらんください。「平成31年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。本年度は、平成31年度に使用する、中学校用の道徳の教科用図書採択、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択替えを行いますので、あらかじめ川崎市教科用図書選定審議会から意見を伺うため、教育委員会が審議会に、それらの調査審議について諮問を行うものでございます。

本委員会で御承認いただきましたら、1枚おめくりいただきまして、13ページのとおり諮問をいたしまして、手続を進めてまいります。

さらに1枚おめくりいただき、14ページは、当該諮問の根拠法令である「川崎市附属機関設置条例」でございます。

そして3枚おめくりいただきまして、17ページ、こちらは「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」の該当条文を掲載してございます。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

大変内容が多岐にわたっておりますけれども、何か御質問等ございましたらば、お願いいたします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

吉崎委員。

**【吉崎教育長職務代理者】**

9 ページの、高等学校における教科用図書の採択手順についてお尋ねします。

図はすぐわかりやすくはなつたのですが、若干わかりにくいのは、下のほうの部分なんですが、校内調査研究会と調査研究会がありますね。左のほうでは、各教科との全ての教科書について調査をしましてですね、その結果を、選定を、この段階で幾つぐらい絞られるのか、校内の場合はどうですか。各教科ともに。

絞られた教科書、例えば2、3冊になった場合に、それが右側の調査研究会で、それについてさらに検討するんだらうと思います。この段階で、幾つぐらいに絞るっていうのが、どの段階で絞られるのかが1点目の質問です。

2点目。上がってきまして、校内採択候補検討委員会っていうところで、採択候補の中の順位をつけるんだらうと思います。この順位をつけるときに、ここが一番大事になるわけですが、10名程度で学校長を長として委員会を設置するといいますが、このメンバーのとりまとめ担当者というのはどういう方が入るのか。学校に任せるのか、どういう方が入ってくるのかっていうのが2番目の質問です。

よろしいでしょうか。

**【渡邊教育長】**

では、2点いただきましたけれどもよろしいですか。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

よろしく申し上げます。総合教育センターカリキュラムセンター米倉です。よろしく申し上げます。

まず第一の質問ですが、校内の調査研究会で挙げられた選定候補となる複数の教科書につきましては、各教科で使いたい教科書1冊につき、2、3冊という形になっております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

1教科につき3冊。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

1冊使いたい教科書、1冊につき2、3冊です。

例えばなんですけれども、国語で言うと、国語表現という教科書1冊につき、2、3冊の複数の教科用図書についてということは、1冊選定したい、1冊使いたい教科書がありましたら、それにつきまして2、3冊。

**【吉崎教育長職務代理者】**

そこを教科とかって言えないわけですね。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

そうなんです。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ある特定の内容についての教科書を選ぶに当たって、その候補となるものを複数挙げてくださって、そういうことをちょっとわかりやすく言ってくれますか。例えば日本史なら日本史でいいんですが。日本史を選ぶとするとき。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

日本史Aを選ぶとしたら。

**【吉崎教育長職務代理者】**

AとBとありますからね。Aを選ぶとしたら。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

Aを選ぶとしたら、Aを、普通科の教科でAを選びたいというふうになると、1冊を選ぶことになるので、選定するものは3冊、2、3冊になるので、3から4ということになります。ごめんなさい、言い方が悪いんですけど。

日本史の教科書、日本史Aを選ぶとなったらば。

**【吉崎教育長職務代理者】**

校内調査研究会では2、3冊選ぶんですか。まず2、3冊ここで。

そしてそれが右に行きますね、調査研究会に。ここではこの2、3冊についてのみ調査するんですね。それでいいですか。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

はい。各学校ごとですので。

**【渡邊教育長】**

例えばある学校がA、B、Cという教科書を挙げてきました。もう1個の学校は、D、E、Fという教科書を挙げてきました。すると、A、B、C、D、E、F全てについてここでは見ますと、そういうことですね。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

そういうことです。ありがとうございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

これは学校を越えているわけですね。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

はい。

**【渡邊教育長】**

校内調査研究会はあくまでもその学校単位であって、そこから挙がってきたもの全てについて、各学校の先生方たちで構成される調査研究会で、再度ここで調査研究を行うということよろしいですか。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ということは、この右側の調査研究会は複数の学校から出てくる先生だってことで考えるわけですね。わかりました。

その両方が挙がってきて、次の第2の質問です。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

第2の質問の、校内とりまとめ担当者というのは、学校の中で学校に任せられて決められます、選出されます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

私ね、ここが一番大事だと思っているんですよ。順番つけますね。だからまず、左の校内調査検討会が2、3冊挙げてますよね。大体2冊ですよ、挙がってくるの。そこから順番つきますね、日本史のAでもBでも。この順番がつけるのが一番ポイントになると思うんですが、このときはどういうメンバーがこの校内の採択候補検討委員会になっているんですか。約10名って言ってますが。ここはポイントでしょう、一番。これは学校に任せているんですか。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

学校長に。

**【渡邊教育長】**

まず学校長が長であるということは間違いないですね。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ということは、日本史、例えばAとかB。日本史だったら一人しかいないんですか。だって、いろんな教科があるんでしょう。

公民もあるだろうし、国語も英語もいっぱいありますよね、理科も。そうすると、日本史担当の方は1名だけになっちゃうんですか、ここでは。このとりまとめ役は。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

校内のとりまとめ役は、教科は何の教科かはわかりません。10名程度というのも、学校によって様々なんですけど、各教科1名ずつという学校もありますし、1名ずつでない学校もあります。

**【吉崎教育長職務代理者】**

でも、ここがポイントじゃないんですか。例えば日本史BならBでいいですよ。Bのね、2、3冊挙がってきているわけでしょ、校内で。他の学校でも調査、複数挙がっていますからその結果もありますけども、校内としては、ある高校は2、3冊決めてますよね。そのうち、他の学校の調査結果も見ながら順番つけるわけでしょ、ここで1番採択。二重丸ついてきますよね。上に上るため、審議会に上がってきますよね。

この選ぶところがポイントでしょう、一番の。エッセンス中のエッセンス。そのときには、日本史担当じゃない、入らない場合もあるってということですか、学校によっては。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

学校によっては。

**【吉崎教育長職務代理者】**

では決められますか。逆に決められますか。一人になってもそれで決められていいのかどうかってことも問題なんだけども、ここは非常にポイントかなと思っているんですね。まあ、校長の責任のもとでやるんだけど、順番づけていうのは。だってこれが大体上がっていくじゃないですか、審議会と。教育委員会に来るじゃないですか。これをひっくり返すってなかなかないわけであって、審議会では。だからここが一番大事でしょう。校内採択候補検討委員会が。順位づけするんだから。ここをはっきりしてもらわないと、今までいろんなこともあったわけだし。その辺はどうなんですか。

**【辰口カリキュラムセンター担当課長】**

すみません。校内調査研究会があるんですけども、そのところで1冊に対してということで、今お話がありましたけれども、そのところで十分練っていただいて、それを持っていきいたいというふうに考えております。

なので、事前の段階で安易にということではなく、その前段階の部分でも、しっかり検討していただいて、1冊に対して、2、3冊候補ということで考えていただきたいというふうに考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

ということは、逆に校内調査検討会のほうでもう、大体順位づけは出てきているってことですか。

【辰口カリキュラムセンター担当課長】

大体というか、1冊に対して2、3冊ということでは、どれになっても大丈夫なようにということでもっとしっかり検討していただきたいというふうに思っています。

【吉崎教育長職務代理者】

それが曖昧なんじゃないですか。どこが順位づけつけるかが問題なので、そのどこが順位づけられるかが一番のポイントだったんじゃないですか、今までの経緯は。

例えば、日本史AでもBでもいいんですが、三社ぐらい出てくるとするでしょ。どれでもいいですっていうんじゃないくて、結構順位つけるわけでしょ、どこか。どこが順位つけているんですかっていうのが、どの責任のもと、校長の責任のもとでつけるんですけれども、ここがポイントなんじゃないですか。

つまり、これだと校内調査研究会のほうも順位もついてくるんですか。ここではない。

【辰口カリキュラムセンター担当課長】

ここでは違います。

【吉崎教育長職務代理者】

じゃあ上でつけるわけでしょ。校内採択候補検討委員会ですつるんですね。

【辰口カリキュラムセンター担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

そのメンバーが大事ですよ。その辺がちょっとよくわからないっていうか、図はきれいになったんだけど、実態はどうなんですかって、どこが順位つけているんですかって。そのことが一番の問題でしょうと私は思っているんですけど、他の委員さんはどうでしょうか。私は一番問題だと思っているんです。

【渡邊教育長】

先ほど、例としてよろしいのかどうかわからないんですけども、校内とりまとめ担当で、全ての教科がないような話がありましたよね。そうすると、吉崎委員が言われているように、その順位づけっていうのはそこではできるんですかっていう話になるんですね。

【吉崎教育長職務代理者】

そういうことなんですね。

**【渡邊教育長】**

ですので、校内調査研究会、そして全ての学校の集まっている調査研究会で丁寧にここまで見てくるにもかかわらず、最後の段階で人がいるかないかにかかわらず、この校内とりまとめ担当者だけの意向で順位がつくのであれば、それは、それまでの間の調査研究が果たしてそこに反映するんですかっていうふうなお話ではないかと思うんですね。その辺について、少し詳しいお話をいただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

先ほど、こうした校内採択候補検討委員会の中に、全教科の先生方が入らないこともあるというのは、定時制等で、家庭科の先生だとか音楽の先生だとかっていうところのお話をさせていただきました。

校内とりまとめ担当者を中心としてありますので、教科主任が入っているということも考えられると思います。なので、校内調査研究会のほうから上がってきた、④のところで上がってきたものについては、校内採択候補検討委員会で選ぶため、調査研究会のほうで上がってきた調査研究とともに、もう一度検討されるということになります。

**【渡邊教育長】**

当然最終的にはその学校が使いやすいものを選んでくるんでしょうから、まず最初の校内調査研究会での調査結果の中で、当然順位づけといいましょうか、優先順位というものはなされるんだろうなというふうに思うんですね。

それで、さらに全ての学校が集まったものを照らし合わせてもう1回研究しようねっていう話で、真っ白なところから校内とりまとめ担当者が、いわゆる順位づけをするのではなくて、校内調査研究会のところからのその意向というのは当然上がるのではないのかなというふうに考えられるんですけど、そうではないんでしょうか。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

ありがとうございます。

教科ごとの選定になるのですが、例えば検定の教科書が10冊とおっていたとしたら、この中から学校の特色に合ったものということで、2、3冊ということで選んでいるので、そのところでも各教科ごとにきちんとした選定がなされ、この教科書を使いたいという意向が出てくることになると思います。なので、先ほど教育長が言われたように、校内調査研究会のところを使いたいものの順位が上がってくるということになると思います。

**【吉崎教育長職務代理者】**

逆にね、私そこも心配しているんですよ。例えば、担当者が例えば定時制も含めて少ない場合ね、一人とか二人とか。そうすると、一人か二人の意向で教科書採択が、そこで例えば校内調査研究会で順位がついてくるとなると、上のチェック機能が働かない可能性もあるわけですね。校

内採択、学校長を長として。そういうこともあり得ますよね。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

ありがとうございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

そこに順位を余りつけてもらっちゃうと、弊害が起こりますよね。その点のチェックはどうなっているんですか。

**【米倉カリキュラムセンター指導主事】**

ありがとうございます。

教科のほうで、例えば定時制だとか、全日制でも、一教科に一人という教員の配置のところもあります。そういう場合は、他教科の教員も一緒に入って選定をするということになっております。

**【渡邊教育長】**

センター所長、小松所長お願いします。

**【小松教育委員会事務局担当部長・総合教育センター所長兼務】**

ありがとうございます。

吉崎委員の御指摘のところありがとうございました。

確かにですね、今年度お示しさせていただきましたフロー図では、これまでは校内調査研究会が校内採択候補の委員会のほうもやっていて、調査研究会の報告がそのまま選定審議会のほうに上がっていました。ところが、今年度は各高校の生徒の実態ですとか、望むべき、育成したい資質・能力等も踏まえまして、こんな教科書がいいのではないというような観点で、各学校で、左側の下、校内調査研究会のほうで、教科ごとに教科書を選定していきます。それをもとに、調査研究会のほうにもお示しをします。そして、川崎市内の高等学校の先生方、各教科の先生方が、A高等学校から上がってきたもの、B高等学校から上がってきたもの、C高等学校から上がってきたもの全てのものを調査研究会のほうでも審議をして、決めていくわけです。

そうなった場合、校内採択候補検討委員会は、今まで、自分の学校の先生方が選んできた教科書の選定に携わっていたわけなんですけど、今度は調査研究会、すなわち自校ではない学校が挙げてきた教科書の審議の結果というものも踏まえて、自分の学校が上がってきたものを検討することができる。要するに、幅広い視野から自分の学校が上げてきた教科書を検討することができるというようなシステムに、今回変わったわけです。

そして加えて、先ほどの吉崎委員さんがおっしゃられておりました、非常に大事な委員会ですので、教科の全員がいらっしやらない中で選定するっていうことで、やっぱり順位づけされることで、非常にそれは心配な面ではありますので、ここは校長さんの、校長先生の御判断の中での、検討委員会での組織立てにはなります。そういった意味で、きちんとした視野を持って教科書を決定していくという意味では、それぞれ校長先生方にも、この後には御説明はきちんと丁寧に差

し上げていくことが今後考えられるかなと思っています。

以上です。

**【吉崎教育長職務代理者】**

すごく説明はよくわかったんだけど、高校っていうのは、やっぱり中学校以上に専門性が強いわけですよ。強いときですね、自分の学校の、例えば社会科にこだわっているようですが、日本史、公民はこういう教科書が絶対使ったほうがいいんだよっていう、担当者が一人とか二人いた場合ですよ。その担当の一人が。言ってきますね。そのときに、他の学校の様子も出てきますけれども、この校内での最後の順位づける検討委員会、校長先生のリーダーシップっていうのは最も重要になってくるんですが、その専門性を持っている人の意見に対してですね、ノーと言えるのかどうか、1パイロットが。そこだと思っんですよ、ポイントは。そのところができなければ、そのまま上がってこざるを得ないわけですよ。

つまり高校っていうのは専門性が結構あるわけでありまして、校長先生が国語だった場合にですね、社会科の日本史から上がってきたものを、なかなか違うんじゃないのとは言いにくいっていうかな、委員会は校長以外の先生もいらっしゃいますが、多分仕組みとしてはすごくよくなったと思っんですよ、これ。学校の状況もわかって。ただ、本校の事情はこうだからということ強く言われたときに、それを反論するとか何かすることが、高校っていう中ではできるのかどうかというのが私はすごく心配をしています。だから、小松所長さんがおっしゃられているのはよくわかるんだけど、それはよければ、うまくいけばそうということだけであって、高校の実態っていうのはそういうもんなんだろうかとというのが、非常に私は長年教育委員をやってきて気になっている点があったということなんです。そこさえクリアしていただければ、何ら、それで結構です。

**【渡邊教育長】**

所長お願いします。

**【小松教育委員会事務局担当部長・総合教育センター所長兼務】**

本当に御心配いただけている点はすごくわかります。

先ほどお話をさせていただきました、こういう面等もありますけれども、やっぱり子どもたちに、自分の学校の子どもたちにどんな教科書が一番適しているのかというのを一番感じているのは校長先生だと思います。各教科の先生方とともに、校長先生が毎日見ている子どもたちにとって何が大事なのかということは、一番御存じのはずです。ですから、今お話がありましたように、例えば教科、専門等が違っていても、検討委員会の中のメンバーとして、どんな先生をきちんと組織の中に入れていけば円滑に学校が運営されていくのか、教科書検定がうまく運ばれるのかっていうあたりもですね、しっかりお考えいただいて臨んでいただく形でお話を進めていきたいと思っています。

以上です。

**【吉崎教育長職務代理者】**

私のほうも結構です。ありがとうございました。

**【渡邊教育長】**

吉崎委員が言われたことをよく学校の校長先生方にしっかりとお伝えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに。

小原委員、どうぞ。

**【小原委員】**

同じく高校のところなんですけども、このフロー図の中の、調査研究会のほうなんですけども、これは要するにあれですよ、各学校から先生が出てきて調査研究するというお話なんですけども、それで、その上の校内採択候補検討委員会に報告をすると。

何て言うんでしょうね、例えばの話ですけれども、ある学校が校内調査研究会で挙げてきた図書。それを調査研究会で調査研究をすると。場合によっては、それがその学校にふさわしくないというような状況が出たときは、校内採択候補検討委員会のところにきちんと報告をするということですよ。

ここにある意味チェック機能を果たさないと、その先はかなり難しくなってくるので、どうやってこの調査研究会が、客観的にその学校に対してふさわしいものなのか、またはその図書がどうであるかということを考えていかなければならない場所になるのかなと思っていますので、ここがものすごく大事に考えていただければと思います。

私の意見はそういうことです。

**【渡邊教育長】**

小原委員が言われるように、この調査研究会から以前は選定審議会に挙がっていったものを、一度、校内採択候補検討委員会に挙げるようにしたというところで、この調査研究会を十分機能させるようにしてほしいという、そういうことを伝えていただければというふうに思います。

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

質問です。

高校はそれぞれの学校ごとに候補の、たしか教科書を出すということで、先ほどからも、それぞれの学校で大事にする価値観とか大事にするものに即した教科書選びをしていくっていうようなお話があったと思うんですけど、調査研究会のほうではいろんな学校から上がってきた教科書をどういう観点で調査されるんですか。調査研究会の方々、いろんな学校の方々なわけで、この学校はこういう特色があってこの教科書がいいよねっていうよりは、もうちょっと今、小原委員も客観的にっていうお話をされてたので、また別の視点から何か教科書の調査をしてくださるのかなというような、今気がして、ちょっと私自身、この調査研究会の意味が余りよくわかっていなかったもので、皆さんのお話を聞きながら、他校の、それまでは校内採択候補検討委員会は、校内調査研究会で調べた教科書の情報しか上がってこなかったっていう認識で、ほかの教科書の情

報も、というかほかの教科書と比べたりするために調査研究会からの情報は校内採択候補検討委員会に上がるっていうのが、今までのお話で一つわかったのと、それから調査研究会のほうで、いろいろな教科書を調べることで、その学校にあっているかどうかを見ていただくっていうようなお話もあったんですけど、そうすると調査研究会ってどういう視点で、いろいろ上がってきた教科書を研究されるのかがよくわかんなくなってしまったので、そこをちょっと教えていただきたいです。

**【渡邊教育長】**

それでは、カリキュラムセンター課長。

**【辰口カリキュラムセンター担当課長】**

校内調査研究会からシートが調査研究会に上がってきますけれども、シートの内容は、つまりどこの学校が選んだかとか、そのシートの内容というのは1回消します。それで、調査研究会は、その教科書に対しての内容に関するものを挙げていきます。それを、上の校内採択候補検討委員会のほうに上げるという形になりますので、そのもらったものをそのままどこの学校がどれっていうことで、どこと出てくるわけではなく、シートの内容を隠した状態で、選んだ学校を全部消して、また改めて調査研究を行っていただくという形になります。

**【高橋委員】**

その場合はその、評価基準がよくわかんなくなっちゃっているのは、例えば川崎市として必要と思うものとか、小学校とかだと、川崎市の児童に必要なものっていうような評価で、たしか去年もいろいろ選んでいただいたと思うんですけど、どこの学校が選んだものかわからなくて、そのリストがきて、それを調査研究しますっていうときの、その視点がよくわからないというか、単純にこの教科書はこういう内容でこういう教科書ですっていう情報が単純に上がる、要約じゃないですけど、そういうもの、この教科書はここの分野に力を入れていますとか、例えば話し合いに力を入れていますとか、そういう勉強する内容とか、勉強の仕方とか、そういう具現的っていうか、そういう基準で調査研究されるっていう理解でよろしいんですか。

**【辰口カリキュラムセンター担当課長】**

校内調査研究会で選んだ教科書がありますが、例えば自分たちはこの目的で選んではいるけれども、調査研究会で出てきた、上がってきたものも見ていただき、最終的にその校内採択候補検討委員会で、その二つを見ていただいて、本当に最終的に目指す、育成すべき子どもと、その教科書が本当にあっているんだろうかという、自分たちの調査研究したものと、調査研究したものをみていただいて、最終的に決定していただくということになるので、自分たちだけの視点ではなく、改めて校内研究会というところで見えていただいたものが、自分たちが調べて調査研究したものと本当に整合性がとれているんだろうかというところを見て、比べていただくための資料として調査研究会が決めたものは決まっております。

なので、目指すべき学校の子どもの像とか、そういうところは、まず情報は置いておいて、教科書だけの情報というところできりまとめでいただくというのが調査研究会になります。

【高橋委員】

教科書自体がどういうものかっていう調査研究っていうことですか。

【辰口カリキュラムセンター担当課長】

はい。

【渡邊教育長】

その内容は、この今の資料にありましたような、4ページの観点になるということによろしいんですか。

【辰口カリキュラムセンター担当課長】

はい。

【渡邊教育長】

これに基づいてそれぞれ教科書を調査研究していくということですね。

高橋委員、よろしいですか。

【高橋委員】

校内調査研究会の研究内容が妥当かどうかをチェックするっていう機能もあるよっていうことですね。

【渡邊教育長】

そういう意味になりますね、結果的には。

【高橋委員】

あともう一つすみません。質問があって、前のページの、中学校の「特別の教科 道徳」における教科用図書のところの、上から三つ目の調査研究会のところの、各教科の教員で構成っていうのは、中学校もそれぞれ学科が基本的に専門に分かれていて、各教科の先生からとられるっていう意味だと思えるんですけど、道徳ってそもそも専門の先生がいないですよ。それぞれの担任の先生がやるわけじゃないですか。

川崎市に限ったことかわからないんですけど、他の教科だったら、社会とか数学とか国語とか、何らかの学習体系というか、今まで積み上げられてきたそういうものがあって、いわゆる学問体系があって、その上に立脚して専門性のある先生方が話し合うと、選んでいただくっていうようなイメージがあって、非常に安心感があるんですけど、道徳については、立脚するようなものがいまいち、もやっとしていてっていうか、かつちりしたものがないわけで、かつその先生方も専門の先生がいるわけではないので、いろんな先生方がきて話すっていう中で、調査研究っていうのも、どういうふうに進んでいくのかっていうのはすごく不透明というか、これから始まるから、ちょっと心配というか、やはり道徳、すごく揺らぐというか、曖昧なところが多いわけで、

そのあたりをどのように担保するかというか、しっかりやっていただけるような工夫がなされるのかというのを確認したいです。

**【渡邊教育長】**

カリキュラムセンター担当課長。

**【辰口カリキュラムセンター担当課長】**

今までも道徳は行われてきているんですけども、校内には道徳部会というものが小学校や中学校の中でつくられてきております。それで、全ての教員はやってきておりますけれども、例えば学年の中に道徳部会というか、教科等なんですけども、その中の代表という方がいまして、それぞれの例えば学年における計画だったりとか中心になって進めていくという、担当などがおります。

調査研究などもそういう道徳部会などを活用して、中学校でも進めていっていただけるのではないかというふうに考えております。

**【渡邊教育長】**

免許状の取得ということではありませんが、今お話があったように、校内の組織の中で道徳の担当者がおりますし、中学校の教育研究会の中に道徳の部会もございますので、道徳について研究している職員は必ずおりますので、そういった方々にこの調査研究を担っていただく形になるものと思います。

市川部長。

**【市川学校教育部長】**

今言ったように、中学校などでは、教科ではないんですが、領域で道徳と特別活動がありますし、総合的な学習の時間も、それぞれ教科ではないので免許があるわけではないんですが、それを中心とやっている先生方がいますし、校務分掌の中でも、道徳主任とか道徳の推進委員っていう形で、各学校に必ず校務分掌の中で道徳を推進する一番の責任者みたいな方がいて、他校とも交流しながら、非常に道徳のこういう授業に関して勉強している人はたくさんいらっしゃるんで、その人たちがまずはいろんな自分たちの意見や今までの経験等を出し合いながらやっていくので、全く道徳教育の全然わからない人たちがここへ集まってくるっていうことはないっていうふうに考えております。

**【高橋委員】**

わかりました、ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

他に御質問ないようでしたら、そろそろ取り扱ってよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、ただいまの議案第2号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、ただいまの議案第2号は原案のとおり可決いたします。

## 9 報告事項 I

### 報告事項 No. 1 叙勲について

**【渡邊教育長】**

次に、報告事項 I に入ります。「報告事項No.1 叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

**【森庶務課長】**

「報告事項No.1 叙勲について」、御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

泉先生におかれましては、昭和25年4月に教職の道を歩み始められ、平成2年にミラノ日本人学校長として退職されるまでの40年間、教育の発展に御尽力いただきました。

特に、川崎市立子母口小学校長時代には、翌昭和60年の同校創立20周年記念式典の挙行に尽力し、30年後に開くことを約束したタイムカプセルを地中に埋める作業を児童とともに実践し、時を経て、このカプセルは大勢の卒業生を学校に集めるよい機会となりました。

また、ミラノ日本人学校長時代には、現地の児童の指導の先頭に立ち、教職員との信頼も厚く、充実した外国での学校生活を展開されました。今回、その長年の教育功勞に対して、叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No.1につきましては、以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明いただきました。

何か御質問など、ございますでしょうか。よろしいですか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No. 1につきまして、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

**報告事項 No. 2 平成28・29年度川崎市社会教育委員会議の研究報告書について**

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No. 2 平成28・29年度川崎市社会教育委員会議の研究報告書について」でございます。

説明を生涯学習推進課長、そして今日は社会教育委員会議から副議長がお見えでございますので、副議長にお願いをいたします。はじめに、生涯学習推進課長からお願いいたします。

**【大島生涯学習推進課長】**

それでは「報告事項No. 2 平成28・29年度川崎市社会教育委員会議の研究報告書について」、御説明申し上げます。

平成28年、29年度の川崎市社会教育委員会議では、「市民が生きやすい社会を創るために」－多文化共生と子どもの人権－、というテーマで、約2年間研究・調査を行い、先ほど社会教育委員会議上田議長から教育長宛に報告書の提出がなされたところでございます。

上田議長は所用のため今日委員会へは欠席でございますので、本日は川崎市社会教育委員会議、奥平副議長から御報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**【奥平川崎市社会教育委員会副議長】**

お時間いただきありがとうございます。社会教育委員会議からまいりました、奥平と申します。

今、御紹介いただきましたように、「市民が生きやすい社会を創るために」－多文化共生と子どもの人権－、というテーマで、2年間にわたって、延べ23名の方が、関わっていただいておりますが、社会教育委員の会議からの報告ということで提出をさせていただきます。

このテーマに至るまでに相応の時間を要してですね、この2年間の中の、実質的に言うと1年弱ぐらいをかけて調査・研究をさせていただきますが、このテーマにあるとおり、生きやすい社会を創るためにということの裏返しとして、今、世の中で、お子様、あるいは外国人の方を含めて、生き辛さを感じていらっしゃる方がいるのではないかという問題意識のもとに、今の川崎の中のテーマであるヘイトスピーチの問題が、たまたま我々の会議の年度の中で行われ

たということがございます。

あともう一つは、昨今貧困の問題等々がクローズアップされる中で、広く子どもの人権、外国人の方を含めた人権というものに対して、社会教育がどのようなアプローチができるのかということのまとめをさせていただいておるところでございます。

こちらの内容に関しては、この報告書を御提出させていただいておりますので、詳細はこちらをごらんいただければと思うんですが、概要版のほうをベースに御説明をさせていただきますと、やはりその、川崎は今大都市となり、大きく人口も増えているという状況の中で、一方でヘイトスピーチであるとか、貧困の問題の苦勞をされていらっしゃる市民の方も相応にいらっしゃるということで、その方たちに向けて、どのような形でアプローチできるかということで、一つはふれあい館、川崎のふれあい館のヘイトスピーチにおける対応等との、対応を伺いながら、川崎市としてどういうことができるのかというのを研究をさせていただきました。

もう一つは子どものグループということで、こども文化センターのアンケートを中心に、広く赤ちゃんから高校生ぐらいまでのお子様に向けて、それぞれ施設での子どもに関する活動をされている団体様、施設様へのヒアリングを通して、現在の子どもの課題をあぶり出すということをやらせていただいております。

その結果として、我々が大きく気づく点がございましたのは、やはり川崎には非常に、もともと多文化共生であるとか、子どもに対する対応であるところに関する非常に長い歴史と伝統があることが改めて発見されたということがございます。

今の現在において、それぞれの施策が十分に機能していないとすれば、そこを社会教育の立場から、横をつなごうというですね、それぞれの施策をより有効に活用できるような方策があるのではないかというような御提言をこの報告書の中ではさせていただいております。ぜひ、御尽力をいただいて、御理解いただければと思っています。

以上でございます。

**【渡邊教育長】**

御説明をありがとうございます。

私、先ほど午後1時過ぎに上田議長さんから直接報告書という形で受け取りましたので、御紹介をさせていただきます。

ありがとうございました。

また、各委員さんには時間をとってお読みいただければと思いますが、何か現時点におきまして、御質問などございますでしょうか。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

吉崎委員、どうぞ。

**【吉崎教育長職務代理者】**

どうも御苦労さまでした。大変な、重要なテーマをやっていただきました。

前もお話したことあるんですが、3年前に中学校の、中1男子の殺傷事件がありました。それなどをずっと考えながらいろいろしてきたわけですが、やっぱり今、不登校の子どもを中心として、この子たちが家庭以外のところにですね、残念ながら居場所がない。居場所っていうものをどう考えたらいいのかというのが、非常に学校教育は非常に努力はしているんですが、残念ながら不登校はかなりの数が残っています。

これは、家庭の中だけで対応できる問題でもない。そのために、教育委員会でも適応教室やさまざまなものは考えてはいるんですが、それでも地域とのつながりっていうものが大事になるかと思うんですが、こういう子どものグループのほうで、子どもの居場所っていったものは、何かこの提言の中には組み込まれているんでしょうか。

#### 【奥平川崎市社会教育委員会副議長】

もともと、川崎の中では市民館と言われる社会教育施設が七つの区で、それぞれ基本的には一つしかないということで、約20万人に一つというような施設になっているところで、これは大都市ならではの問題と言えるかもしれないんですけども、もう少し小さな市の場合は、いわゆる公民館と言われるものがもっと密度の高い状態で設置されているような状況でございますが、川崎はそういう意味では市民館という施設としては7個しかないということで、非常に広範な対象の方を対象にされている施設になっていると。ここが、いわゆる先ほど御指摘のあった、家庭と学校以外の3つ目の場所になり得るかということと言うと、その身近さにやや欠ける点があるのではないかという課題意識がございまして、我々としてはこども文化センターというところですね、川崎の場合は全中学校区に配置をされておりますので、より身近な施設として、子どもたちの家庭と学校以外の場所としてのあり方がもう一度再検討できないかなという思いでアンケートをとらせていただきましたし、検討もさせていただいたということでございます。

実際のところ、スタッフの方の御回答なんかからしても、非常にやる気というかですね、こども文化センター運営に関する非常に前向きな御回答をいただいておりますので、そこは本当に、言葉は悪いかもかもしれませんがうまく活用させていただければ、家庭、学校の次の拠点ということで、家の身近にある施設として活用ができるのではないかという、提言をさせていただきたいなと思っておりますが、これは今の状況で申し上げると、社会教育施設としての位置づけになっていないことがございましたので、その社会教育というのが、いわゆる学校教育あるいは家庭教育というものの以外のところというか、そういうものを包括して担わせていただけるという位置づけに立たせていただけるとすれば、社会教育の側からこども文化センターをある種の社会教育施設の一つの機能として、再定義して活用ができないかというのが今回の一つの提言にはさせていただきます。

そういう意味で、先ほど申し上げたように、川崎の長い歴史と伝統の蓄積というのがあることは改めて発見をした上で、それぞれの、今ある既存の施設あるいは機能を再定義すると言いますか、改めてそういった視点で整理をし直すということが、今川崎の中で可能であれば進めていきたいというふうに、この提言の中ではさせていただきます。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

他の委員さんはよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。上田議長をはじめ、委員の皆さんにどうぞよろしくお伝えください。

【奥平川崎市社会教育委員会副議長】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介いただきました、報告事項No. 2でございますが、改めまして承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No. 2は承認といたします。

### 報告事項 No. 3 平成30年第1回市議会定例会について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 3 平成30年第1回市議会定例会について」でございます。

説明を総務部長にお願いいたします。

【野本総務部長】

それでは、「報告事項No. 3 平成30年第1回市議会定例会について」、御報告をさせていただきます。

今回の市議会は、2月13日から3月16日まで開催されました。

それでは、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

資料でございます（1）平成30年第1回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第23号「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の1議案でございまして、3月12日に開催されました文教委員会におきまして、審査が行われたところでございます。

議案第23号につきましては、小杉小学校を新設するため、川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございまして、審査の状況でございますが、「市内の学校

新設時における建築費の1平方メートル当たりの基準価格」について御質問いただきまして、「学校新設に当たっての建築費は、統一的に設定された基準価格ではなく、個々の学校の建築条件及び建設時の労務単価等の変動に基づき算出している。」ことを答弁いたしました。

採決の状況といたしましては、全会一致をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても、全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページにまいりまして、資料の(2)平成30年第1回市議会定例会の答弁についてでございます。

まず、①代表質問でございますが、今回は2月26日、27日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、読書のまち・かわさきに関するもの、学校トイレの洋式化に関するもの、教職員の勤務時間の把握に関するもの、医療的ケアに関するものなどがございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の4ページから17ページまでにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、3ページにまいりまして、②予算審査特別委員会でございますが、今回は3月5日から8日までの4日間で行われ、質問議員49名のうち、21名の議員から27項目の質問をいただきました。

主な内容といたしましては、市民館のあり方に関するもの、地域の寺子屋に関するもの、学校の環境整備に関するもの、英語教育に関するものなどがございました。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の18ページから47ページまでにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

3ページにお戻りいただきまして、③代表質疑でございますが、今回は3月16日に行われ、1会派から質疑がございました。内容といたしましては、教育委員会委員の任命に関するものでございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の47ページにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で平成30年第1回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

何か御質問などございましたら、お願いいたします。

またお読みになってわかりにくいところがあれば、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの報告事項No.3でございますが、承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認といたします。

## 報告事項 No. 4 市議会請願・陳情審査状況について

### 【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.4 市議会請願・陳情審査状況について」でございます。引き続き説明を総務部長にお願いいたします。

### 【野本総務部長】

それでは、「報告事項No.4 市議会請願・陳情審査状況について」、御報告申し上げます。

今回は、前回御報告いたしました、平成30年1月30日開催の教育委員会定例会以降に提出されました請願につきまして御報告申し上げます。

お手元の資料、「平成30年度市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況」の5ページをごらんいただきたいと存じます。

請願第40号「教育格差をなくし、『ゆきとどいた教育』を求める請願」でございますが、「国の責任で35人以下学級を中学校3年生まで早期に実施するよう国に要望すること」などを求めるものでございまして、去る2月23日に提出され、今後文教委員会にて審査が行われる予定となっております。

1枚お戻りいただきまして、4ページをごらんください。請願第31号「教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願」及び請願第33号「教育格差をなくし、『ゆきとどいた教育』を求める請願」につきましては、取り下げ願いが提出され、去る3月12日の文教委員会にて承認されたところでございます。

御説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。

御質問など、ございますでしょうか。

よろしいようでしたら、ただいまの報告事項No.4でございますが、承認してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<承認>

### 【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認といたします。

## 報告事項 No. 5 県立川崎図書館の移転に係る県・市教育委員会調整会議について

### 【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.5 県立川崎図書館の移転に係る県・市教育委員会調整会議について」で  
ございます。

説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

### 【大島生涯学習推進課長】

それでは「報告事項No.5 県立川崎図書館の移転に係る県・市教育委員会調整会議について」、  
御説明いたします。

はじめに資料の1「県立川崎図書館の移転に係る神奈川県との調整経過について」をごらんく  
ださい。県立川崎図書館の移転に関しましては、神奈川県と川崎市において、円滑な調整が図れ  
るよう、平成29年2月15日付けで「神奈川県教育委員会と川崎市教育委員会との県立川崎図  
書館の移転に係る県・市教育委員会調整会議の設置等に関する協定書」を締結いたしました。

この協定に基づき調整会議を設置し、これまで県と市の間で協議及び調整を図ってきたところ  
でございます。調整会議での協議・調整事項といたしましては、「(2) 協定に基づく県・市の協  
議・調整事項」にありますとおり、ア 県立川崎図書館から市立図書館に移管する図書資料に関す  
ること、イ 県立川崎図書館と市立図書館で連携して実施する講座等に関すること、ウ 県立川崎  
図書館移転後の建物に関すること、エ その他協議及び調整が必要と認められる事項に関するこ  
との4点でございます。

本日は別に資料を添付してございますが、昨年9月13日の教育委員会におきまして、当時の  
調整状況等について御報告させていただいたところでございますが、本日はその後の状況につ  
いて御報告をさせていただきたいと存じます。

報告資料にお戻りをいただきまして、1の「(3) 調整会議等の開催状況等について」でござ  
いですが、平成30年2月13日に県立川崎図書館移転後の建物に関する検討部会(第2回)を開  
催し、3月29日に県立川崎図書館の移転に係る県・市教育委員会調整会議(第3回)を開催い  
たしました。

次に、2「図書資料の移管と県・市の連携事業に係る調整状況について」、「(1) 経過」につ  
いてでございますが、平成29年8月28日に開催いたしました、第2回の調整会議において、図  
書・資料の移管冊数や連携事業について、県と市で調整を行い、「(2) 図書資料の移管状況につ  
いて」、「ア 冊数」でございますが、8月の第2回調整会議で決定いたしました、移管冊数につ  
きましては、括弧内の数字のとおり、日経新聞縮刷版は146冊、たぐさんのふしぎは300冊  
の合計446冊でございましたが、その後移管作業時に現物を確認し、本の状態等により、改め  
て取捨した結果、最終的な移管冊数は485冊となりました。「イ 移管時期」でございますが、  
12月から1月にかけて受け取ったところでございます。

次に、2ページをお開きいただきまして、「(3) 県・市の連携事業について」でございますが、  
「ア 実施予定の連携事業(案)」につきましては、市立図書館における県立川崎図書館の広報の  
協力、例えば、川崎市の図書館ホームページにおいて、移転広報の実施や、6月1日発行の「図  
書館だより」に県立川崎図書館の記事を掲載する予定となっているところでございます。

また、科学技術や「ものづくり」を担う次世代を育成するための事業における協力や、県市両  
館を巡る図書館ツアー等の開催や、市立図書館における県立川崎図書館の機能や資料の特色等を

テーマとした出前講座等の開催等が案として出されたところでございます。

次に、3「県立川崎図書館の移転後の建物について」、「(1)経過」でございますが、平成30年2月13日に開催しました、移転後の建物に関する第2回の検討部会において、除却の概要やスケジュール、また除却に当たっての課題等について調整を行い、3月29日に開催いたしました第3回の調整会議においては、県立川崎図書館移転後の建物除却に係る方向性について、次のとおり確認を行ったところでございます。

(2)にございますとおり、ア、県立川崎図書館の建物については、県において平成30年度に実施する除却設計を踏まえ、原則として、平成31年度末までに、建物及び地下構造物の除却工事を完了し、原状回復することとする。イ、県が行う除却設計及び除却工事に当たっては、必要に応じて県と市の担当部署で情報共有及び調整を行うこととし、さらに不測の事態が起きた場合は、県と市の担当部署で速やかに協議し、改めて対応について検討していくこととする。

除却についての確認事項は以上でございます。

次に、4でございますが、当調整会議につきましては、これまで協定に基づき開催してきたところでございますが、この間、当該調整会議や部会の場において、協議調整事項である移管図書、連携事業及び移転後の建物について一定の結論を得ることができたことから、調整会議における県と市の協議につきましては、協定の期限である平成30年3月31日をもって終了することといたしました。事業及び除却に係る詳細等につきましては、県と市での担当部署間で協力しながら、引き続き調整を図ってまいります。

最後に、5「県立川崎図書館移転開館日」につきましては、5月15日火曜日でございます。

なお、移転後の県立川崎図書館の概要につきまして、参考資料を添付してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。説明は以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

御質問などございましたら、お願いいたします。

特によろしいですか。中村委員何か、大丈夫ですか。

**【中村委員】**

じゃあ失礼します。

**【渡邊教育長】**

お願いします。

**【中村委員】**

参考資料2のところに、県立川崎図書館配置概要図、これが新しいところですね。

**【大島生涯学習推進課長】**

そうです。

**【中村委員】**

この新しくきたものだけ、本とかは、移管される部分がここに載っているんですね。

**【大島生涯学習推進課長】**

はい。よろしいでしょうか。もともと、こちらの隣の富士見にあったときの図書を、そこに位置していたときは、約43万冊ありましたが、今回KSPあるいはこちらの概要にございます蔵書数としては約42万冊ということで、KSPのそれぞれの棟と、外部書庫を活用して42万冊以上引き続き活用されていくと。

これに加えまして、川崎市で活用がいかかと、提供をされました1万冊のうち、先ほど申し上げたとおり、川崎市で受け取ったのが485冊でございますので、それ以外の図書については県内他都市への活用の打診であるとか、それでも残ったものについては引き続き県立川崎図書館のほうで御活用されるというふうに伺っております。

**【中村委員】**

この400何十冊はどこに。

**【米井生涯学習推進課課長補佐】**

たくさんのふしぎの本については、高津図書館のほうで活用させていただくということで納めさせていただいて、縮刷版のほうについては宮前図書館のほうに移動させていただいて、活用させていただくという形になっております。

**【中村委員】**

わかりました。

**【渡邊教育長】**

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.5ですが、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

**報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No.6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告につい

て」でございます。

説明を、教育改革推進担当担当課長にお願いいたします。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

それでは、「報告事項No.6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明します。

本日の報告は、川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解職についての内容です。このたび、川中島小学校並びに南河原小学校の学校運営協議会から委員の任期途中の変更につきまして、報告書のとおり届出がございました。

去る4月6日に開催されました教育委員会の時点では、委員変更の報告が間に合わず、かつ今年度第1回目の学校運営協議会の開催が川中島小学校は4月10日、南河原小学校は4月20日に設定され、それに間に合わせるため、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項に基づき、4月9日付けで教育長の臨時代理による委嘱・解職を行いました。

なお、各委員の任期は、第1回学校運営協議会の開催日から指定満了日である平成31年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

何か御質問、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No.6につきまして承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは報告事項No.6は承認といたします。

## 10 議事事項 I

### 議案第3号 平成31年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

**【渡邊教育長】**

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第3号 平成31年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」でございます。

説明を指導課担当課長にお願いいたします。

**【濱野指導課担当課長】**

それでは、「議案第3号 平成31年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）」をごらんください。

議案の説明に当たりましては、限られた時間でございますので、主な項目を中心に進めさせていただくことを御了承ください。

まず、1の「募集の区分」についてでございますが、「全日制の課程」及び「定時制の課程」において募集をいたします。

続きまして、3番「学区の確認」につきまして、4枚おめくりいただき、資料1の「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則」の抜粋をごらんください。

川崎市立高等学校の学区につきましては、第2条第1項及び第2項にございまして、「普通科」に係る学区は「川崎市内全域」とし、「普通科を除く学科」、具体的には工業や商業などの「専門学科に係る学区」は「神奈川県内全域」といたします。

また、第4条「就学の特例」といたしまして、普通科において川崎市外であっても、「県内に住所を有するもの」は「志願することができる」ものとし、この場合において、入学を許可される者の数は「募集定員の8%以内」といたします。

転居予定など、学区の確認を必要とする者は、別に定める要領に従い申請書を提出いたします。

議案の1ページにお戻りください。5の「募集期間」について御説明いたします。「募集期間」は表にございまして、「共通選抜」については平成31年1月28日から30日までの3日間、「定通分割選抜」については3月1日及び4日の2日間といたします。

「定通分割選抜」とは、夜間の定時制と通信制の課程において、受検の機会をさらに確保するため、共通選抜の合格発表後に実施する選抜になります。

1枚おめくりいただき、2ページ目をごらんください。7の「志願変更」についてでございますが、「共通選抜」では、平成31年2月4日から6日までの3日間、「定通分割選抜」では3月5日及び6日の2日間を変更期間といたします。

次に、9「選抜のための検査」についてでございますが、全日制課程は原則として、国語、社会、数学、理科、英語の5教科と面接、また必要に応じて特色検査を実施するものといたします。

定時制課程は、国語、数学、英語の3教科と面接、また必要に応じて特色検査を実施するものといたします。

1枚おめくりいただき、3ページ目をごらんください。1行目に、(2)「インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により共通選抜におけるすべての学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」という項目がございます。こちらは、昨年度の要綱から加わった項目で、インフルエンザの罹患等で体調を崩した生徒への受検機会を十分に確保するために設定いたしました。

次に10「検査等の期日」でございます。(1)の「共通選抜」においては、「学力検査」を平成31年2月14日、「面接」を2月15日及び18日、「特色検査」を2月14日、15日、18日とし、「合格発表」を2月27日といたします。

(2)「定通分割選抜」におきましても、同様の検査を平成31年3月12日及び13日に実施し、「合格発表」を3月19日といたします。

次に、11「二次募集」についてでございますが、「二次募集」は合格者が募集定員に満たなかった場合に、教育長が必要と認める場合に行うものといたします。

なお、「二次募集の志願資格」を「平成31年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校の合格者になっていない者」としておりますが、これは進学先がまだ決まっていない受検生に配慮した措置でございます。

3枚おめくりいただき、資料2をごらんください。「平成31年度川崎市立高等学校における募集形態」でございます。入学者選抜の方法といたしましては、「共通選抜」と「定通分割選抜」の2つの選抜がございます。全日制課程及び昼間の時間など、特別な時間を有する定時制課程では「共通選抜」において募集定員の全てを募集・選抜いたしますので、市立5校の「全日制課程」と、昼間部のある川崎高等学校の定時制課程につきましては、「共通選抜」のみを実施し、募集定員の全てを募集・選抜いたします。

一方、夜間部のみの定時制では、「共通選抜」においては募集定員の8割を募集・選抜し、後日行われる「定通分割選抜」にて、残りの人員を募集・選抜いたします。川崎総合科学高校、橘高校、高津高校の3校の「定時制課程」につきましては、「共通選抜」及び「定通分割選抜」を実施し、「共通選抜」において募集定員の8割、「定通分割選抜」において残りの人員を募集・選抜いたします。

議案についての説明は以上でございますが、最後にお時間を頂戴し、平成29年度入学者選抜から導入されたマークシート方式、平成30年度入学者選抜から導入されました、追検査につきまして、簡単に御報告させていただきます。

マークシート方式につきましては、平成29年度入学者選抜では、拠点である県の総合教育センターの1カ所で読み取り作業を実施しましたが、平成30年度入学者選抜では各校に機械を導入して読み取り作業を実施いたしました。各校から不具合等による問い合わせはなく、読み取り作業は無事に実施することができました。

また、全ての受検生に交付している答案の写しにつきましても、採点に関する誤りの指摘や質疑などの報告は受けておりません。

最後に、平成30年度入学者選抜から導入された追検査につきましては、県内で77名の受検生が申請をし、受検いたしました。学力検査は県の総合教育センターを会場として実施されましたが、特に混乱なく全員が受検を終えたことを報告させていただきます。

それでは、このたびの平成31年度入学者の募集及び選抜要綱につきまして御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のおり説明をいただきました。

何か御質問などございましたら、お願いします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

吉崎委員、どうぞ。

**【吉崎教育長職務代理人】**

最後の説明なんですけど、マークシートと、その次の答案に関してですね。あれだけ何か心配したような気がしたんですけど、混乱なく動いているんですか。

**【濱野指導課担当課長】**

昨年度は幾つか質問は出たんですけども、今回に関しては特に質問はこちらにも来ていませんし、各校にも質問もなくという形で、無事に動いております。

**【吉崎教育長職務代理人】**

採点基準って大丈夫だったんですか、国語などは。

**【濱野指導課担当課長】**

29年度には幾つか質問が出たんですけども、30年度は混乱のないように、作問のほうもはっきりとした採点基準を公表しておりまして、混乱なく、だから今年は一切質問が出ていないです。県や横浜にも聞いたんですけども、特に質問は出ていないということでございます。

**【吉崎教育長職務代理人】**

ちょっと安心しました。何か弊害は逆に出ているんですかね。変な言い方ですが、採点基準の明確のような問題ばかり出ているとか、そういうことはないんですか。そういう危険はないんですか。

**【濱野指導課担当課長】**

少し、そのような意見も若干聞いてはおります。

**【吉崎教育長職務代理人】**

それはあった。

**【渡邊教育長】**

中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

この「インフルエンザの罹患等」についてっていうことで、77人の方が受検されたということですね。ということは、今までは77名ぐらいの方が救えなかったけれど、今回から救えるようになったということですか。

**【濱野指導課担当課長】**

昨年度の調査では、県内で約150名の子がインフルエンザのための別室受検という形でした。当日ぐあいの悪い生徒たちは別室を用意して受検して、今年77名が別室ではなくて、追検査という別の日に設けた試験をやる。これは市内の5校にしか聞いていないんですけども、市内5

校でインフルエンザで追検査をした生徒は1名。別室、インフルエンザなんだけれども別室で受検したものが3名ということで、昨年度川崎市内5名の者がインフルエンザで別室で受けていますので、大体同じぐらいの子が多分インフルエンザにかかっていると思うんですけども、頑張っ受ける子と、やはり調子が悪過ぎで追検査にまわる子がいて、無事にその辺は済んでるのかなと。

特に爆発的な流行りがない限り、この位でおさまるのではないかという予想であります。

**【渡邊教育長】**

小原委員、どうぞ。

**【小原委員】**

すみません、参考までに教えてほしいんですけど、インフルエンザなどの場合は追検査っていうことがある。例えば、この試験日が天候不順だった場合、試験日や試験時間を遅らすとか、もしくはそういうことは来年度とか、試験の中で考えていますか。

**【濱野指導課担当課長】**

毎年、大雪とかの場合には全体をずらすような形で緊急連絡がまわるようになっておりますので、交通機関に何か起こった場合も、その学校ごとにずらしてよいことになっておりますので、その辺の対応はできるようになっております。

**【小原委員】**

受検ではないですけども、たまたま成人式のあったときに大雪が降って、中原のとどろきアリーナに行くというときに、麻生区の子どもたちは間に合わなかったとかっていうぐらいの雪があった時があるので、そういうことは、まずないと思うんですけどね、あった場合は学校ごとに対応するってことですね。

ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

それでは、ただいまの議案第3号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは議案第3号は原案のとおり可決いたします。

**【濱野指導課担当課長】**

ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますようお願い申し上げます。

<以下、非公開>

**【渡邊教育長】**

それではここで休憩を入れたいと思います。

それでは再開を4時10分ということによろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

では、しばらく休憩といたします。

(15時52分 休憩)

(16時07分 再開)

## 1 1 報告事項Ⅱ

### 報告事項 No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 7は承認された。

### 報告事項 No. 8 教職員の勤務実態調査の結果について（速報）

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No.8 教職員の勤務実態調査の結果について（速報）」の説明を、教育改革推進担当担当課長をお願いいたします。

**【末木教育改革推進担当担当課長】**

それでは、「報告事項No.8 教職員の勤務実態調査の結果について（速報）」について御説明を

申し上げます。

教職員の勤務実態調査につきましては、平成29年10月から30年2月にかけて実施したところでございますが、本日はその集計結果を速報として御報告させていただきたいと思っております。

なお、本結果につきましては、本日以降、4月26日の文教委員会におきまして御報告した後、公表する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はお手元の概要版で御説明を申し上げますので、報告事項No.8「教職員の勤務実態調査の結果について（速報）【概要版】」の資料をごらんいただきたいと思っております。

はじめに、項番1、調査の目的でございます。2段落目でございますように、教職員の意識や勤務実態等を把握し、授業や授業準備、児童生徒と向き合う時間を確保するなどの対策を効果的・効率的に実施することで、「学校教育の充実」を図っていくために、教職員の勤務実態調査を実施したものでございます。

続きまして項番2、調査結果でございます。はじめに、教員の意識でございますが、教員は、「授業にやりがいを感じ、もっと授業準備に時間をかけたい」と考えていることでございます。その概要といたしましては、一つ目に、学校業務全体へのやりがいについては、78.7%の教員が「とても感じている」または「感じている」と回答しているところでございます。

二つ目には、教員は「授業」について最もやりがいを感じております。

三つ目ですが、教員は「授業準備」に、今よりも時間をかけたいと感じているところでございます。

次に、勤務時間等についてでございますが、教員は勤務時間内に授業準備にかける時間が十分とれていないと感じているということでございます。その概要といたしましては、一つ目は、教諭の一人当たりの学内勤務時間については、小学校が10時間40分、中学校が11時間23分となっております。正規の勤務時間である7時間45分を大幅に上回っております。

そのため、二つ目でございますが、授業準備については、始業前もしくは終業後に行う教員が多い状況でございました。

次に、部活動についてでございますが、教職員は、部活動は学校教育に大きな役割を果たしていると考えているところでございます。

その概要といたしましては、一つ目に、中学校における部活動につきましては、始業前や終業後にも行っている状況でございますが、学校教育において大きな役割を果たしていると考えている教職員が大多数を占めております。

一方、二つ目として、部活動については、負担に感じている教員が一定数おりますが、担当する部活動について、競技・活動経験がある教員と比較して、競技・活動経験がない教員は指導に対して、何かしらの不安を抱える割合が多い状況でございました。

2ページをごらんください。今後の取組についてでございます。勤務実態調査の最終報告に向けまして、さらに分析を進めるとともに、対策を総合的にパッケージ化した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」をとりまとめまいります。

また、総合的な対策パッケージの検討と並行して、事務支援員や部活動指導員の配置、就学援助事務のシステム化、校外研修の整理等、先行的・モデル的な取組にも平成30年度から新たに着手してまいります。

次に、項番4、調査概要でございますが、このたび調査を実施いたしました、調査概要を簡単にまとめてございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

資料の3ページから5ページにかけましては、概要版に記載しております項目に関するデータを抜粋してまとめてございますので、後ほど御確認ください。

続きまして報告事項No.8の資料1でございますが、資料1「教職員の働き方・仕事の進め方改革について～平成30年度からの取組～」をごらんいただきたいと思います。

この表は、先ほど項番3で御説明をいたしました、今後の取組について表にまとめたものでございますので、後ほど御確認をください。

なお、報告事項No.8の資料2「教職員の勤務実態調査の結果について（速報）」の本編をお手元に配布してございますので、こちらも後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

御質問、御意見等ございましたらお願いをいたします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

吉崎委員、どうぞ。

**【吉崎教育長職務代理者】**

やっぱり全体的に見るとやっぱり相当勤務オーバーなんですね。勤務時間が長いですね。特に、小学校の教頭先生と中学校の一般の先生、とりわけ高いんですが、全体的に全部高いんですが、その中でも特に高い。

小学校で、全体で小学校の教員でいうと3時間ぐらいオーバーしています。中学校だと3時間半ぐらいずっとオーバーしているんですが、これは全国と見てどういうことになりますかね、全国もちょっと出ていますよね、結果。これと比較してどうでしょう。

**【渡邊教育長】**

お願いします。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

国のほうでは、平成28年度に教職員の勤務実態調査というのを行っております。そのデータと比較をいたしますと、単純に年度も違いますし、若干の調査方法も違いますので、単純に比較はできないかもしれませんが、出ている時間数で比較をいたしますと、今こちらが出ました、小学校の教頭先生の区分のところではいきますと、国のほうが12時間12分、そういう数字が出ております。ですから、本市よりも約1時間ほど国のほうが長いという結果でございます。

それから、中学校の教諭の部分でございますけれども、中学校の教諭におきましては、本市11時間23分というデータでございますけれども、国におきましては、こちらの国のほうは総括教諭と教諭を一緒くたにして集計している関係で、若干ちょっとずれますけれども、一緒にした時間数が11時間32分ということで、ほぼ同じ程度の時間数になっているところでございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

まあね、全国と比べてちょっと少ないっていうんで安心できるような時間じゃないですよ、これ、見ると。まあ、小学校の教頭先生も一般の先生も近いですけどね、3時間ぐらい超えてるわけでしょ、平均。1週間だと15時間でしょ、月でいうと60時間でしょ。

これ、危ないって言われているのは70時間でしたか。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

月で換算しますと、いわゆる過労死ラインってよく言われますけれども、こちらの数字は月80時間を超えた場合というふうには言われております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

でもまあ、60時間は超えてるわけよね。中学校だともっと越えてますよね、これ。3時間半だから80時間近いじゃない。

ということは、平均ですからね、特に中学校の教員で言えば、半分近くが80時間ぐらいしているってことでしょう。いってることですよ。全国とほぼ一緒ですよ。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

そうですね、基本的には時間は若干短いといってもですね、委員おっしゃられたように長時間勤務には間違いないかなというふうに思っています。

**【吉崎教育長職務代理者】**

だからまあ、中学校の教員でいうと半分ぐらいが危険領域の時間、80時間。月の80時間オーバーっていうところになりますと、幾ら働きがいがあって頑張ってくれていても、健康的にやっぱり持続できるってなると、何かこの辺がちょっと想像できないんだけど。どうやって先生方って切り抜けてるんですかね、これ。80時間。平均80時間ぐらい中学校の先生、オーバーしてるわけでしょ、勤務時間。大丈夫なんですかね。

単純に大丈夫なんですかねとしか言いようがない時間なんだけれど。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

労働安全衛生法の絡みがございまして、月80時間を2カ月続けて勤務しますと、産業医の面接であったり、月100時間を超えるとやはり同じく産業医の面接指導を行いなさいということになっておりまして、ちょっと私どもの所管ではないので、そういった法律があるというところで、本市でも対応をしているところでございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ということは、もう1回中学校の一般教諭だけを見てもですね、これは半分ぐらい当たるんじゃないですか。それが。違いますか、それにはならない。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

半分というふうにはなると。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ぐらいになるんじゃないですか、平均を見ると。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

大体55%ぐらい。

**【吉崎教育長職務代理者】**

55%ぐらいだね。2カ月続けたら、55%の人は医者にちゃんと受けないといけないんですか、法律的には。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

すみません。

**【吉崎教育長職務代理者】**

月80時間オーバー。半部ぐらいいるでしょう、中学校。どうしたらいいんですか。

幾ら生きがいが、働きがいがあるって言われても、限界を超えているっていうかな、本市の場合は。全国もですけど。この現実はやはり直視しないと、ちょっと身体もたない。これは子どもにも影響出るでしょうから。

とりあえず私の質問はそこで、各委員がいろいろあるでしょうから。

緊急対応が必要なんじゃないかな。

**【渡邊教育長】**

どうぞ、他の委員さん。

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

概要版ではなくて速報の本体の資料のほうで、8ページと9ページに、先生方はどういうお仕事を、時間、しているかという割合のグラフがあるんですけど、何となくこれを見ると、資料1のほうで改革の推進に向かった具体的な取組ということで、事務支援のお話とかが書いてあるんですけど、私思ったよりも先生たちのもっと事務処理というか、言い方悪いですけど、雑用的な業務のほうが多くて、結構そこをばさっと消したらもっと授業のほうに振り向けられるんじゃないかっていう予想を立ててたんですけど、このちょっとグラフの見方がよくわからないっ

ていうのもあるんですけど、思ったよりも、例えば学校徴収金・就学援助とか、そういうものが思ったよりもパーセントが小さくて、思ったより削っても先生方の仕事の量、時間がぐっと減る感じじゃないのに、ちょっとびっくりしてしまったんですけど、やっぱり朝、8時に子どもと一緒に登校して、どういうふうに計算しても、やっぱり子どもが帰ってから少し仕事をしていくと6時、7時になってしまうっていう、仕事のやり方みたいなものをちょっと、事務のものとかを削るぐらいでは何か変わらないような、何かしらのもっと大きな問題があるのかなってちょっと、このグラフを見て思ったというのが一つと、あと、すみません。

今日いただいた概要版の(3)の部活動のところで、部活が学校教育に大きな役割を果たしているっていうところで、私も部活も一生懸命やったタイプで、すごいよかったなと思っている反面、やっぱり中学校の先生のところを見ると、部活の負担が本当に突出していて、現役の親として、やっぱり部活がどういうふうに学校運営の上でどういう役割をするかっていうのを何となくきくと、部活に頼らない学校運営みたいなものを中学校で探っていく必要があるのかなっていう気が少しして、そのあたりのところも御検討いただければなというふうに思います。

**【渡邊教育長】**

今いただいた御意見で何か、事務局のほうで説明がありますか。

**【猪俣教職員企画課長】**

よろしいでしょうか。

**【渡邊教育長】**

お願いします。

**【猪俣教職員企画課長】**

8、9ページの表、ちょっと見にくい表で恐縮なんですけれども、こちらは、例えば8ページの場合には始業前の朝の時間で、9ページが終業後の夜の部分ですけれども、それぞれ先生が時間をかけている比重が高いものから3つ選んでいただくという調査方法でございます。したがって、ページ下の校種別に各業務について上から小、中、特別支援というふうになっておりまして、それぞれの先生に占める、ここの項目にチェックをつけた方の割合を示しているものでございます。

ですから、委員おっしゃられたように、部活動に対する割合、ですから3割の方は自分が時間外にやっている業務として、上位3位に部活動が入っていると答えているというように読み取れるということになります。

またですね、圧倒的にやはり比重が多いのが授業準備でございまして、これは先生が翌日、もしくは朝の場合は当日かもしれませんが、授業の準備のためにプリントをつくったり、教材を読み込んだりといった作業をされているということなんですけど、こちらの比重が大きいのは、本市の場合には、これは推測ですけれども、若い先生が非常に多ございまして、採用から10年未満の方が結構多かったりするというようなこともあってですね、とりわけ授業の準備等にかかる時間が長いのかなということでございます。

委員おっしゃられたとおりでして、授業以外にかかるものっていうのは思いのほかですね、時間的にはそれほどの、こういった授業準備なんかには比べると比重が低いように見えまして、今回事務支援員という、新たなスキームで、実験ですけれども入れてみているんですけれども、恐らくこの事務支援員を入れてもですね、先生方の長時間勤務の時間的な削減効果は、それほど多くは出ないであろうなというのが、私どもの考えているところでして、ただ精神的に楽になるといった面であるとか、特に事務支援員の効果としては、先生方が授業に出てしまっているその間、職員室に残っていらっしゃる教務主任の方や、それから教頭先生などがですね、本来は教務主任や教頭先生は教室を巡回しながら先生方の授業ぶりを見て、また問題があったらば指導をしたり、先生方のサポートをしたりと、そういったことをしたいと教務主任の方や教頭さんよくおっしゃるのですが、そういった方々に、職員室を空けて巡回に当たる時間をつくっていただく、そういった効果が得られるのかなと期待しているところでございます。

雑駁ですが以上です。

#### 【高橋委員】

すみません、もう一つだけ。

どうにもならないんだろうと思いつつながら言うんですけど、やっぱり校長先生のお休みの日のお仕事の多さ、特に地域対応というところで、地域の教育力向上ということで、いろいろ川崎市でも進められていると思うんですけど、そこにやはり校長先生や教頭先生方のお仕事の負担がふえているというのも、多分こちらのどこかに出ていると思うんですが、13ページのほうの校長及び副校長・教頭の休日当の業務内容で、やはり地域対応というところが突出していて、そこはやっていただきたいという気持ちと、でも先生方の健康あっての、その地域教育というところのバランスがあるのですが、そここのところも御考慮いただきたいというか、どういうバランスでやっていくのかということ、検討いただきたいと思います。

#### 【渡邊教育長】

今のは御意見でよろしいですか。

#### 【高橋委員】

意見です。お願いしますということです。

#### 【渡邊教育長】

前田委員、お願いします。

#### 【前田委員】

この改革の取組の中の、先行実施で教職員事務支援員の配置、部活動指導員の配置、就学援助事務システム化、校外研修の整理とあります。大変期待しています。私が現役のころから、委員会の調査内容を減らすとか、庁内で共通のデータを活用するとか、いろいろ、いわゆる教職員の事務負担を減らすという取組がなされていたと思います。

特にお伺いしたいのは、一つは教職員事務支援員の配置、もう一つは部活指導員の配置。すご

く先ほど説明あったんですが、関心を持っています。横浜などは早く取り組まれているのが、今年50人という新聞報道でも見ました。川崎の記事を見たら、1校1人で3人ということだったので、先ほどの御説明で、実験的に取り組んでみるということで、来年度以降、恐らく効果が出てくる部分もあると思いますので、もう少し二桁とか、横浜みたいにまた6人とか、一桁ではなくて、そういう取組がなされるかどうかということが一つですね。

見通しとしてですね、希望として、私としては、恐らく部活動指導員の配置はものすごく効果があると思いますので、ぜひ早目に人数を増やして取り組んでいただけたらと思っています。

それから最後、校外研修の整理については、私も研修担当の部署に昔いましたけれども、本当に指導主事も含めて、夏休みがなかったんですね。ですから、先生方もそうなんですけど、指導主事さんも含めて、学校は閉庁日とか設けられるんですが、センターで研修を担当する部署も含めて、この校外研修の整理整頓というのをしていかないと、元気な先生が元気な子どもを育てる、同じように元気な指導主事さんが元気な川崎の先生方をつくると、そういうふうに思いますので、これは学校現場だけではなくて、行政の指導される側も含めて、校外研修のあり方っていうのはぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

何かここまでございましたら、お願いします。

#### 【猪俣教職員企画課長】

まず1点目の事務支援員についてでございますが、確かにおっしゃるとおり、今年度は実験モデルというふうに、実験的に3校ということで行っておりますが、今年度の取組の状況を予算要求の時期の前、夏までの間に検証を行いまして、実際の効果がどの程度あるのかといったエビデンスを得たところで予算要求につなげていきたいと。

基本的には増員の方向で私どもは考えております。ただ、その検証結果と、やはりそうなる、なかなか予算という面もございますので、そちらのほうをこれからやっていこうと考えているところでございます。

#### 【辻健康教育課担当課長】

部活動指導員のことについてでございますが、今、委員がおっしゃられたとおり、部活動指導員の導入については効果があると、期待しているところでございます。今回は、試行という形でございますけれども、3つのケースを考えておりまして、3名導入する予定でございます。

1つ目につきましては、平日の放課後に複数の部活動を担当していただく形で、放課後に先生方の業務、特に会議等があった場合に、活動の場につくことができないことがありますので、そのような場合に、子どもたちの安全の確保等を考え、複数の部活動を担当するというものでございます。

2つ目としましては、実質的に顧問として部活動を担当するものでございまして、学校の会議もそうなんですけれども、中体連の専門部会にも参加していただき、子どもの状況などの情報交換をしていただき、共通認識をもって取り組んでいただくものでございます。

3つ目としましては、地域のスポーツクラブ等から派遣する指導員を顧問と活用するというものがございます。こちらについては専門的な技能、特に柔道とか、剣道など専門性の高い種目がございますので、そのような種目を経験のない先生が顧問を担当しますと、指導に大きな負担や不安を持たれることから、そのような部活動に専門的な資格であるとか、豊富な課経験などを有する指導者を派遣するものがございます。

このような3つのケースを実施しながら、効果について検証し、できれば広げていくように考えているところでございます。

**【前田委員】**

ありがとうございました。

**【渡邊教育長】**

どうぞ。

**【末木教育改革推進担当担当課長】**

いろいろ御説明をさせていただきましたが、冒頭吉崎委員からも御意見、御質問、緊急対策が必要ではないかということで御意見がございました。

我々もこの時間数については当然直視しなければいけないことは、認識しておりますが、この勤務時間の中に教員がどういう業務をやっているのかといったところの中で、今前田委員からありましたように、例えば調査報告書の作成ですとか、今時間がかかっているというところは、この調査結果からも出ておりますので、教員以外や地域の方ですとか、そういう役割分担が可能なものは、そういうところを可能にすることによって、教員が今、従来担っていた業務を少しでも減らせるような検討というのは、やはり必要ではないかなと考えておりますので、それが必ずしも総労働時間の減少につながるかもしれませんが、そうすることによって、今まで時間外にやっていた授業準備が時間中にできることによって、先ほど、やりがいがあってもというお話がございましたが、そういうものの向上につながったりすることも期待しながら、やはり今後も喫緊の課題として緊急性を持って検討していきたいなというふうに考えております。

**【前田委員】**

いいですか。

**【渡邊教育長】**

どうぞ。

**【前田委員】**

今伺って、私が現役のころも、まだ先生方がこの学校内の勤務時間だけではなくて、家に持ち帰って、特にテストの採点とかいろいろ行事があつてというふうなことで、一応学校は退出するけれども家で仕事をするっていう実態もありますので、できるだけ早くそういうふうに取り組んでいただきたいということと、あとは学校現場でも、私が現役のころも採点時間を、定期テスト

があると必ずその後、先生方が部活をやめて、この日は採点時間、採点日にするというような取組もしておりましたので、随分いろんなことで学校も取り組んでいるとは思いますが、なかなか今おっしゃったように、すぐに効果が勤務時間の短縮につながるかっていうと、先生方、頑張り過ぎてしまうので、なかなかそういうところは難しいのかなとは思いますが、ただ、健康を害することのないように、ある程度決めた時間の中で仕事をするという、そういう働き方を先生方に、やはり研修で指導、支援していくっていうことも大事じゃないかなというふうに感じました。

ありがとうございました。

#### 【末木教育改革推進担当担当課長】

今、前田委員の御意見、それから本日いただいた御意見などは、ぜひ現場のほうに伝えていきたいというふうに考えておりますし、学校現場、校長会等などのヒアリングをさせていただいてますが、当然、学校現場も認識をしておりますので、ぜひ一緒に考えていきたいというふうな話をいただいておりますので、やはり学校の実情ですとか、また地域性などもあるかと思っておりますし、その実態に応じた形の対策で、最終的にはこれだけやりがいを持って勤務している教職員を、応援できるような対策でないと、やはり意味がないと考えておりますので、そういうことを踏まえまして、今年度いっぱいという形にはなりますが、引き続き庁内一体となって検討してまいりたいというふうに考えております。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

一ついいですか。

#### 【渡邊教育長】

吉崎委員。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

授業の準備するっていうのは宿命なんです。これはもう小、中、高問わず大学も。やっぱり自分の一番のあれは授業ですので、その準備をするっていうことは、我々大学人も皆一緒なんです。それはやっぱり子どものためであるし、学生のためにも、あと自分のためなんです。この時間をなかなかそんなに削れないんですね。僕はね、土日っていうのは一応5日制になったわけだから、土日っていうのはできるだけ学校行事等は少なくして、ほとんどなくして、そのうちの1日だけを教材研究に充てるっていうね。1日はゆっくり休むっていうか。何かそういう習慣をつけないと、学校では2時間以上は絶対超過勤務はしないと。あとは土曜日かなんかにやるというような指標をおかないと、これはきりが無いっていうか。

もうやっぱり、これだけやっぱり授業準備に時間をとられるの当たり前なんです。授業をやる以上は。特に小学校とかは9教科8教科全部教えたりすると大変なんです。得意、不得意があるからね。だから、それは小・中と大分違うので。中学校だとそこはクラブ活動に行っているんですけどね、時間が。部活動に行っているんですが。だからね、土日の使い方もちょっと調べていただいて、どうするか。つまり、大学人は1日自宅研修日があるんですよ。うちの附属にも

あるんです。小学校、中学校にも。そこで教材研究しなさいっていう。我々の場合は研究活動するんですが。何かね、そういう家庭の生活と学校での生活を何か両方向バランスをうまく考えるっていうことも一つの手かなと私は思いますので、全てを学校の中で何かするっていうのは、ちょっと職業上もう無理かなっていう気も私もちょっとしてますので、何かその辺は少し、もう少し柔軟な専門的な計画を立てたほうがいいかなっていう気がするんですけどね。私もすぐに解決法を言えるわけじゃないんですが、そういう感じちょっとします。

特別職なんですよ、教師っていうのは。

**【末木教育改革推進担当担当課長】**

意識改革というか。

**【吉崎教育長職務代理者】**

そうですね、時間の使い方の意思改革ですね。

**【末木教育改革推進担当担当課長】**

一生懸命が故にどうしてもいろいろ時間をかけてしまうという。

**【吉崎教育長職務代理者】**

学校でかけ過ぎているっていうかね。

**【末木教育改革推進担当担当課長】**

という面は、もしかしたらあるのかもしれませんが、効率化を目標として意識していただくっていうことも大切かなと思います。

**【吉崎教育長職務代理者】**

はっきり言って、土日の1日は教材研究やったらいいと思うんですよ。でも1日は何もやらないうるか、そういうことは。体を休めるってことなんです。

何かめりはりをつけるっていうかね、ワークライフバランスなんですけどね。めりはりをつけないと教育専門職って続かないんですよ。研究者も一緒なんです。だから、何かそういうことを考えないと、学校だけの時間で長くやればいよいよっていう発想をちょっと変えるような何か、そのためにどういう支援をするかっていうことをやるっていうかな。

だから、高橋委員が言われたことも大事で、地域とのつながりも、ほどほどにしたほうがいいっていうか、私に言わせると。そこにやっぱり引っ張り出すとね、管理職と学校の先生をね。すると土日がなくなっちゃうんですね。これはやっぱり専門職としては非常に辛いことかな。だから、何かその辺のところも含めて1週間どう過ごされているのかとか、1年間、例えば夏休みが減ったことがすごく問題なので、だからその辺のところも、もっとぐっと休みをとらせるとか、教材研究に充てさせるとか、何かそういう全体のめりはりが何か必要な気が私はしてるんですけど、見て、ずっと読んでると。私の単なる参考といいますか。

**【渡邊教育長】**

高橋委員。

**【高橋委員】**

時間と関係ないんですけど、夏休み、私父が教諭だったので、私が小さかった3、40年前の先生は夏休みがそんなに忙しくなかったと記憶しておりまして、結構父は半日で家に帰ってきたりとかしていたんですね。

今は、先生方もいろんな、その中で変遷があったようで、夏休みもずっと研修をされたりとか、すごくお忙しくされているってことを聞いたんですけど、やっぱり子どもが学校にいるその期間って、今何回も数えたんですけど、8時に一緒に登校したとして、9、10、11、12、1、2、3、子どもが3時半に帰ったとしても子どもがいる時間だけでも7時間半とかになってしまうわけで、その中では子どもと向かい合うことがほとんどになってしまうとなると、教材研究とか授業準備って、どう考えても、本当に時間を捻出するのが、物理的に何か不可能なのかなって感じがしていて、そうなるやっぱり、せっかく学校に夏休みとか、春休みとか、冬休みとか子どもがいない時間があるのに、そちらのほうも先生が何か多忙化されているっていうのを聞くと、そこが何とかならないものなのかなと思ったりはするんですけど、今、現状どういう感じでやっぺらっしゃるんですかね。ちょっと私も現状知らないのです。

**【渡邊教育長】**

校長経験のある部長さん方がいますか。

**【小松教育委員会事務局担当部長・総合教育センター所長兼務】**

私は小学校の校長をしていました。

夏休みは各学校によって行事予定の関係もあって、日数がさまざまなんですけれども、その間に先生方は夏季休暇っていうことで5日間は皆さん方、一緒にあります。それは御自身の健康保持のためにですね、お休みをいただきますけど、それ以外については、やはり職員は研修に努めるっていうのが第一ですので、まとまった時間で自分が研修が受けられる期間っていう意味でも夏休みというのは貴重な機会ですので、先ほどの校外研修の見直しっていうのもありましたけども、自分が選んで、ぜひこの研修を受けたいってところに率先して、研修を受けに行くってこと。それからまたまとめて、学校のほうに出勤をして、普段できないような環境整備をしたり、あるいは先ほどお話がありましたように、教材研究をしたり、今度学校があけて子どもたちが来たときにスムーズに授業ができるように、そんな準備を前もってやっている、そういった感じですね。小学校は。

もう一人小学校がおりますので。

**【渡邊教育長】**

じゃあ、杉本部長

**【杉本総務部担当部長】**

3月まで現場におりまして、いろいろ教員を見ておりますが、今の夏休みのお話もそうなんです。まず、先生方は使命感と情熱に燃えている方が多いので、やはり教材研究一つとっても、自作の教具をつくってあげようとか、個に応じて、この子にはこういうものを、あの子にはこういう手立てをと考えていると本当にあっという間に時間はたってしまう。授業の準備だけでなく、例えばお誕生日だったらお誕生日カードつくってあげようとか、子どもが喜んでくれるようなことをいろいろやってあげたいという気持ちがあるので、やってもやってもきりがないというところもあります。それは全て子どもの笑顔のためであるし、親の信頼を得るってということで、先生たちが頑張っている姿がそこにはあるのです。そういうところで、どこまでやってあげるか、ある程度妥協することも大事なので、先生方には業務の改善ということも含めて考えてもらいたいです。何よりも先生方が日々の生活の質を向上させるということが、教職人生を豊かにすることにもなりますし、それが子どもにも返ってくると思うので、今後いろいろ働き方改革ということで進めていけたらいいなというふうに思います。教師が担わなくていい仕事は、先ほども言いました、事務支援員さんですとか、また、ボランティアさんですとかが担ってくれたらいいなというふうに思います。

夏休みのお話は、やはり今小松所長のほうも言っていたように、自己研鑽に努めるということもありますが、先生方の中には海外旅行に行つて、自分の視野を広げるってということで、長期で夏休も含めてとって行かれる方もいます。

働き方改革の一環として、やっぱり年休の取得をふやしていくっていうのも、一つ先生方に働きかけなくてはいけないことかなというふうにも思いますので、今後努めていきたいというふうに思います。

#### 【渡邊教育長】

市川部長いかがですか。

#### 【市川学校教育部長】

部活動のいわゆる時間というのが、我々、30年以上前教員だったころは、平日に県総体のブロック大会とかを行っていた時期もあったんですね。やはり、ただそれについては授業時数を確保するっていう中で、平日にそういう大会をするっていうことの課題も非常に表に出てきた中で、やはり平日にやるのはよくないっていうことで大会が全部土日に、運動部の大会は、ほぼ移っていったんですね。

さらにその大会の種目によっては1日2試合できる競技もあれば、1日1試合しかできない競技っていうのもあったりして、それは様々に入っていて、結局夏休みに入った7月20日から、その大会が全部ぎっしり実は詰まっていて、うれしいんだけど、勝てば勝つほど、どんどん休みはなくなってって、結局県大会の抽選会が7月の後半にあって、それで勝ち上がって全国に行くとなれば、お盆前まで全部その大会が入っているっていうのも実情で、特に水泳なんかは夏のその期間しかできないので、結局秋の市総体の大会も夏休み中にやっているの、特に水泳部の顧問なんかは、5日間の夏季休暇も入らない人もいるような状況もあるんですね。

ただ、やはり部活動もさっき言ったように子どもたちにとっては非常に中学校生活の楽しみにもなっているの、それを全部なしっていうわけにもいかない中で、非常に先生たちも、実は困

っているっていう部分もあるのかなっていうふうに思うんですね。

だから、物理的にさっき言っていたように、やめたくても大会があれば子どもたちをその大会に出させてあげたいし、勝てば勝つほど続いていくっていう、そういう実態があることも事実です。

#### 【渡邊教育長】

今、小学校、中学校のいろいろ現状をお話いただきましたけど、なかなか簡単に解決できるものではないところがたくさんあるように思いました。

中村委員、どうぞ。

#### 【中村委員】

おっしゃるとおり、なかなか難しいとは思いますが、大変な調査をしてくださり、ありがとうございました。

これの出し方で御検討いただきたいというか、お願いしたいことがあるんですけれども。概要版を拝見いたしますと、「学校教育の充実を図っていくため」ということが書いてありますね。でも、それだけじゃなくて、教員を大事にしていきたいからってということをもっと打ち出していきたい。改革案がこちらにありますけれども、なかなか見えにくいですよ。

そうしますと、教員の方々は疲弊していってしまうと思う。本当に守ってくれるんだろうとか、改革してくれるつもりがあるんだろうかっていう気がしてしまうと思いますので、やっぱりそれは強いメッセージを出していく必要があるのかなっていう気がいたしますので、この出し方のところで文章をもう少し教員を大事にしたいっていうことを出していきたいと思います。

と思いましたが、速報版の3ページのところで、タイムスタディの回収率が71.5%で、30%ぐらいの方は回答されていないんですね。それはどうしてなんだろうと、いろいろ考えたんですけど、忙しくて回答できないってこともあるでしょうし、回答しても何も変わらないかもしれないと思っている方もいらっしゃるかもしれないですよ。

そういう方々にとってみると、何も変わらないんじゃないかっていう思いをさせてしまって、本当に申し訳ないという気がします。何とか先生方には、せつかくやる気がいっぱいあるんですから、このやる気を維持していただくために、「先生方のためにも」ということを、この目的のところにもっと入れていただきたいんですけれども、難しいでしょうか。

#### 【末木教育改革推進担当担当課長】

今後の方策を考えるに当たっては、教員のほうを応援するものでありたいという思いはあります。

#### 【中村委員】

ありますよね。ところが読めないんです、それが。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

中村委員が言ったことはすごく大事で、教員の世界に入るとね、仕事自体は子どもに向き合っ

て、子どもの成長を見るから充実していて時間が過ぎてもやっちゃうんだけど、今度入ってくる人から見ると、今どの企業もどういふふうに残業とかワークライフを考えていただけますかっていうところに、教職も競争の時代が入ったんですよ。そうするとね、ブラックって意識も大分出てきまして、ここでもマスコミが騒いだせいもあるんですけどね、人材が集まりにくいっていう状況に私は入っていると思います。教員は。だからその、余りにも時間外勤務が多過ぎる職業であるっていうことが、やはり人材集めに非常に困る状況に入ってきているんじゃないか。今年の様子を見たら典型的に入っていますね。私はもう、本当に感じました。他の企業は人が足りないの、そのことを言うんですね、働き方のことを。それを、教員の世界は皆さんもう慣れちゃってよくて、そこで成功されている先生方が教育委員会にいるもんだから、そのことの何て言ったらいいかな、温度差を感じにくい。僕はね、緊急に対応したほうが良いと思っていますね。

なので、時間外は2時間以内にする。あとはどうにか土日か何かのところで勉強できるようにするとか、何か夏休みをこうするとか、何か打ち出してあげないと、人材集まらない。特に人材集まらなければその業界はだめになるんですよ。幾らやっても。やっぱり、その可能性は十分にもう出てきてしまっているの、やはりそれはきちっとやったほうが良いと思います。

私はそういう強い意見をもっています。今の学生を見ていましたら感じましたね。ぜひやってください。

**【小原委員】**

そもそも、小学校も中学校もそうなんですけど、学校の授業が終わる時間と、学校を定時で退校するとか退庁するとか、その時間ってどれぐらい差があるんですか。6時間までやると、あと何時間ぐらい残っているんですか。

**【渡邊教育長】**

お願いします。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

小学校で、いわゆる下校する時間というのは、大体3時の後半ぐらい、学校によって違いますけれども。中学校の場合は部活動もございますので、最終下校という捉え方をしますと、調査をやった10月、11月位ですと、5時または5時半ぐらいです。

**【小原委員】**

ですよ。で、例えば小学校であれば、その後休憩時間ってありますよね。それは何分ですか。

**【佐藤教職員企画課担当課長】**

45分でございます。

**【小原委員】**

ですよ。で、5時に終わる。

【佐藤教職員企画課担当課長】

5時のところが多いと思います。

【小原委員】

ということですよ。

そもそも時間ないですよ。休憩時間したら。ということは、時間的にはもう無理があるってことですよ。どんなに頑張っても残業時間が出るんだっていう前提ですよ。それ自体が。

なので、1日の、例えばこれが1日の時間が6時間ではなく5時間であったとかに、ならしてあったとかっていうふうになるのであれば、若干子どもたちが帰ってから、授業の、次の日の準備とかっていうのができるかもしれないんですけど、定時に帰りましょうってやったって、6時間まるっきりやった状態だったら、まずもう無理だと。どう考えても2時間以上は超過するであろうと。会議もあるし、っていう形になるので。休み時間もとれないというところになってくるのかなというふうに思っているんです。

だから、1週間、例えば週2日のお休みにはなっているんですけど、月の中に土曜日を入れて、なるべく5時間で終わるようにすると何かしないと、その日のうちに子どもたちが帰ってからの時間っていうのがつくりだせないのかなというような気はしています。

あと、先ほど8ページ、9ページの中で、何ていうんでしょう、学校徴収金とか就学援助とかっていうところの、時間の関係なんだろうが、やっている時間は少ないというふうに書かれているわりには、一番うしろのほうで、負担感の強いものっていうところには学校徴収金や就学援助とか、そういうものが入ってきているわけですよ。給食管理業務とか。これが出てきているわけですから、まずはここの負担の強い部分を、例えば事務支援員を使うなりとかっていうふうにして、対応してみるとかいうことをやっていかなければいけないのかなという気はしています。あと、部活動にしてもそうですけど、部活動が負担だと考えている教員がいる学校に、なるべくそういうふうに部活動の指導員を多目に入れていくとかいうことをしなかったら、要するに負担に感じている、大変だと思っているところをまず先に、少しでも解消していく形にしななければいけないのかなというものです。

時間は、なかなか解消するのが難しいのであれば、まず大変だと思っているところをどうやって少なくしてあげるかっていうことをやっていかなければいけないというふうには私は思います。

結局それが、最終的に何がっていうと、先生たちがそれで、少しでも精神的な負担や体力的な負担がなくなれば、その子どもたちにとっていい答えが出てくるであろうと。

例えば、先生がいつも元気で笑顔であれば子どもたちも当然そういうふうに向いていくというふうには私は思っていますので、まず、これは確かに1年かけてやらなければいけない部分もあるかもしれないですけど、どこかしらで、とにかく手をつけていくっていう形をとっていただきたいというふうに思っております。以上です。

【渡邊教育長】

一通り、御意見いただきました。

なかなか、解決するには時間を要するところがあると思いますし、まだ世間の方とお話をする、教員は夏休みがあつていいですねなんていう話をするような方もあるし、先生方に時間外の

手当がないということすら知らないっていう話で、残業手当って教員ないんですかっていうのを驚かれるような方もあるというような実態ですね。

部活動にしても、先生たちが勤務時間を超えてボランティア的にやっているんだということを、保護者の方が全然知らなくて、部活動などについても過度な要求をしてくるような実態もあるわけなので、これは仕組みをどうこうするというだけではなくて、やはり社会の、皆さんがですね、教員の置かれている実態というものをよく理解していただいて、保護者の側からもやはり学校の先生方に対して、無理な、過度な負担を強いらないようにお願いしたいと、そういうところを今後どういうふうに出していけるかというところも必要なのかなと思うんですね。

そもそも、例えば子どもたち8時に登校して来ますね、大体多くの学校で。勤務時間、8時半から設定しているとしてもですね、子どもが8時に来るのに先生がその時間全くいなくていいのかっていう、実質成り立たないようなですね、やはり日本の教育制度っていうのが、教師の善意に甘えてしまって今日までできてしまったものが、こういう形にあらわれているんじゃないかなと私は思うんですね。ですから、そういうところで、どういうふうこれから発信していくのかっていうところも大事でしょうし、幸い市長さんもいろんな意味で御自分からも発信していきたいというようなお話をいただいていますので、今後またそういうところを協議しながらですね、どういう環境をつくっていったらいいのか、しかも先生たちがやりがい、生きがいを失うことがないようにですね、モチベーションを下げることがないように留意しながら取り組むのが大事なのかなというふうに思いますので、またこの問題については場所を変えてですね、協議してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

では、この件につきまして、今日のところは報告事項No.8につきまして、承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

それでは報告事項No.8は承認といたします。

## 12 議事事項Ⅱ

### 議案第4号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

#### 【渡邊教育長】

続きまして、議事事項のⅡに入ります。

「議案第4号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」でございます。説明を指導課長にお願いいたします。

#### 【久保指導課長】

では、指導課から申し上げます。

それでは、「議案第4号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」、御説明させていただきます。

この議案は、先ほど御承認いただきました選定審議会への諮問事項を調査審議するため、選定審議会委員の委嘱または任命につきましてお諮りするものでございます。

委員の構成につきましては、学識経験者を3名、学校教育関係者が12名、市職員が1名でございます。合計16名の方々を委嘱または任命いたします。

1枚おめくりいただきまして2ページ目以降は、川崎市附属機関設置条例でございます。この条例に基づきまして、川崎市教科用図書選定審議会が設置されております。

本議案が承認されましたら、委嘱等の手続を進めていく予定でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のおりに説明いただきました。

何か御質問ございますでしょうか。

それでは、ただいまの議案第4号を原案のおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第4号は原案のおり可決いたします。

**議案第5号 川崎市社会教育委員及び川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について**

**【渡邊教育長】**

続きまして、「議案第5号 川崎市社会教育委員及び川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」でございます。説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

**【大島生涯学習推進課長】**

それでは議案第5号につきまして御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員につきましては、現委員の任期が平成30年4月30日をもちまして満了となりますので、新たに委員の委嘱及び任命をお願いするものでございます。

また、各専門部会委員につきましては、各専門部会の調査研究がこの4月までに終了しておりますことから、新たな委員の委嘱及び任命をお願いするものでございます。

はじめに、お手元の資料のほうを、この1ページのほうをごらんをください。こちらが、このたび社会教育委員の委嘱等に係る関連法規の抜粋のまとめでございます。

社会教育法第15条では、市町村に社会教育委員を置くことができること、社会教育委員は、教育委員会が委嘱する旨を定めております。

また、第17条では社会教育委員の職務を、第18条では社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期、その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定めることを、また、この場合の社会教育委員の委嘱の基準については文部科学省令で定める基準を参酌する旨を定めております。

2ページをごらんください。上段の、川崎市社会教育委員条例第2条では委員の定数や委員の委嘱の基準、任期などを定めております。

次の3ページですね。川崎市社会教育委員会議規則第1条の2では、委員の選出区分を定めてございます。

次に、規則第6条では専門部会についてを定めておりまして、後段から7ページにかけましては、別表第6条関係として設置する専門部会、所掌事務、委員の定数、委員の構成を定めておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

川崎市社会教育委員会議専門部会部会委員につきましては、部会により多少の前後はございますが、任期を平成30年5月から、審議または調査終了までとしており、その期間はおおむね2年となっております。

それでは、改めまして議案書のほうをごらんください。

議案を1枚おめくりいただきまして、1ページ及び2ページが川崎市社会教育委員の委嘱等についてでございます。表の左側には新たに委嘱、任命する委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。表の右側には現委員の氏名等を記載してございます。

1ページ、2ページは社会教育委員でございます。

続きまして、3ページですが、川崎市社会教育委員会議専門部会委員、教育文化会館専門部会でございます。

続きまして、4ページ、幸市民館専門部会でございます。

続きまして、5ページにまいります。中原市民館専門部会でございます。

続きまして、6ページにまいります。高津市民館専門部会でございます。

続きまして、7ページが宮前市民館専門部会でございます。

続きまして、8ページが多摩市民館専門部会でございます。

続きまして、9ページ、麻生市民館専門部会でございます。

続きまして、10ページが図書館専門部会でございます。

続きまして、11ページが青少年科学館専門部会でございます。

続きまして、12ページが日本民家園専門部会でございます。

続きまして、13ページが有馬・野川生涯学習支援施設専門部会でございます。

最後になりますが、14ページ、15ページが青少年教育施設専門部会でございます。

なお、各専門部会の議案中、一部選出団体からの回答待ち、あるいは選考中となっている部分がございますが、新委員が決定次第、次回以降の教育委員会会議に速やかにお諮りしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

駆け足で申し訳ございませんが、説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。

何か御質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、議案第5号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第5号は原案のとおり可決いたします。

## 議案第6号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について

【渡邊教育長】

次に「議案第6号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について」でございます。

説明を文化財課長にお願いいたします。

【服部文化財課長】

それでは「議案第6号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

川崎市文化財審議会は、文化財の指定や現状変更等について、専門の立場から審議を行う教育委員会の諮問機関でございます。川崎市文化財審議会につきましては、「川崎市文化財保護条例」により、条例設置の附属機関として位置づけられており、任期は2年でございます。今回は、この4月30日をもって、任期が満了となりますことから、新たに委員を選任するものでございます。

議案の2ページをごらんください。委嘱者は10名でございます。9名の委員につきましては再任することとし、日本近世史が御専門であります駒澤大学教授の中野達哉氏を新たに委嘱するものでございます。

委嘱期間は平成30年5月1日から、平成32年4月30日までの2年間でございます。

関連法規につきましては、お手元の説明資料にございますので、御参照ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。

何か御質問ございますでしょうか。

よろしければ、議案第6号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

**【高橋庶務課調査・委員会担当係長】**

今のは6号です。

**【渡邊教育長】**

失礼しました、議案6号ですね。

議案第6号は原案のとおり可決いたします。

失礼いたしました。

**議案第7号 川崎市重要歴史記念物（北条家虎朱印状）の指定について**

服部文化財課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第7号は原案のとおり可決された。

**議案第8号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について**

**【渡邊教育長】**

次に、「議案第8号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」でございます。

説明を教育改革推進担当担当課長にお願いいたします。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

「議案第8号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」、御説明します。

議案書をごらんください。このたび、土橋小学校並びに東橋中学校の学校運営協議会から、委員の任期途中の変更につきまして、一覧のとおり報告がございました。

任期は両校ともに、今年度の第1回学校運営協議会の開催日から、指定満了日であります平成31年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

御質問ございますでしょうか。

よろしいようでしたら、ただいまの議案第8号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

**【渡邊教育長】**

次は人事案件となりますので、教育委員、教育次長、総務部長、職員部長、庶務課長、教職員人事課長、教職員人事課担当課長を除いて退出をお願いいたします。

**議案第9号 人事について**

広瀬教職員人事課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第9号は原案のとおり可決された。

**13 閉会宣言**

**【渡邊教育長】**

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

お疲れさまでした。

(17時24分 閉会)